

平成21年9月 8日 開会

平成21年9月29日 閉会

(定例第9回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第135号

平成21年第9回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成21年9月4日

大山町長 森田増範

- 1 日 時 平成21年9月8日 午前10時00分
2 場 所 大山町役場議場
-

○開会日に応招した議員

| | |
|---------|---------|
| 竹 口 大 紀 | 米 本 隆 記 |
| 大 森 正 治 | 杉 谷 洋 一 |
| 野 口 昌 作 | 池 田 満 正 |
| 近 藤 大 介 | 西 尾 寿 博 |
| 吉 原 美智恵 | 岩 井 美保子 |
| 諸 遊 壤 司 | 足 立 敏 雄 |
| 小 原 力 三 | 岡 田 聰 |
| 椎 木 学 | 野 口 俊 明 |
| 荒 松 廣 志 | 西 山 富三郎 |
| 鹿 島 功 | |

○応招しなかった議員

なし

第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録

平成 2 1 年 9 月 8 日（火曜日）

議 事 日 程

平成 2 1 年 9 月 8 日 午前 1 0 時 0 0 分開会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 108 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 109 号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 110 号 平成 20 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 111 号 平成 20 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 112 号 平成 20 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 113 号 平成 20 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 114 号 平成 20 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 115 号 平成 20 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 116 号 平成 20 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 117 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 118 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 119 号 平成 20 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 120 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 日程第 17 議案第 121 号 平成 20 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 122 号 平成 20 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 123 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 124 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 125 号 平成 20 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 126 号 平成 20 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 127 号 平成 20 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 128 号 平成 20 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 議案第 129 号 平成 20 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 26 議案第 130 号 平成 20 年度大山町索道事業会計決算の認定について
- 日程第 27 議案第 131 号 平成 21 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 28 議案第 132 号 平成 21 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 29 議案第 133 号 平成 21 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 30 議案第 134 号 平成 21 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 31 議案第 135 号 平成 21 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 32 議案第 136 号 平成 21 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 33 議案第 137 号 平成 21 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 34 議案第 138 号 平成 21 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 35 議案第 139 号 平成 21 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 36 議案第 140 号 平成 21 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 37 議案第 141 号 平成 21 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 38 議案第 142 号 平成 21 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 39 議案第 143 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 40 議案第 144 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 41 行政視察調査の報告について

本日の会議に付した事件

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 108 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 109 号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 110 号 平成 20 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第 111 号 平成 20 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第 112 号 平成 20 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 113 号 平成 20 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 114 号 平成 20 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 115 号 平成 20 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 116 号 平成 20 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 117 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 118 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 119 号 平成 20 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 120 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 議案第 121 号 平成 20 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 日程第 18 議案第 122 号 平成 20 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 123 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 124 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 125 号 平成 20 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 126 号 平成 20 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 127 号 平成 20 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 128 号 平成 20 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 議案第 129 号 平成 20 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 26 議案第 130 号 平成 20 年度大山町索道事業会計決算の認定について
- 日程第 27 議案第 131 号 平成 21 年度大山町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 28 議案第 132 号 平成 21 年度大山町土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 29 議案第 133 号 平成 21 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 30 議案第 134 号 平成 21 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 31 議案第 135 号 平成 21 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 32 議案第 136 号 平成 21 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 33 議案第 137 号 平成 21 年度大山町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 34 議案第 138 号 平成 21 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 35 議案第 139 号 平成 21 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 36 議案第 140 号 平成 21 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 37 議案第 141 号 平成 21 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 38 議案第 142 号 平成 21 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 39 議案第 143 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 40 議案第 144 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 41 行政視察調査の報告について

出席議員（19名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 竹口大紀 | 2番 | 米本隆記 |
| 3番 | 大森正治 | 4番 | 杉谷洋一 |
| 5番 | 野口昌作 | 6番 | 池田満正 |
| 7番 | 近藤大介 | 8番 | 西尾寿博 |
| 9番 | 吉原美智恵 | 10番 | 岩井美保子 |
| 11番 | 諸遊壤司 | 12番 | 足立敏雄 |
| 13番 | 小原力三 | 14番 | 岡田聰 |
| 15番 | 椎木学 | 16番 | 野口俊明 |
| 17番 | 鹿島功 | 18番 | 西山富三郎 |
| 19番 | 荒松廣志 | | |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊雅照 書記 …………… 柏尾正樹

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|-------|------------------|-------|
| 町長 …………… | 森田増範 | 教育長 …………… | 山根浩 |
| 副町長 …………… | 小西正記 | 総務課長 …………… | 田中豊 |
| 企画情報課長 …………… | 野間一成 | 住民生活課長 …………… | 小西広子 |
| 税務課長 …………… | 中田豊三 | 建設課長 …………… | 押村彰文 |
| 農林水産課長 …………… | 池本義親 | 水道課長 …………… | 船田晴夫 |
| 福祉保健課長 …………… | 戸野隆弘 | 人権推進課長 …………… | 近藤照秋 |
| 観光商工課長 …………… | 小谷正寿 | 大山振興課長 …………… | 福留弘明 |
| 診療所事務局長 …………… | 斎藤淳 | 地籍調査課長 …………… | 種田順治 |
| 教育次長 …………… | 狩野実 | 学校教育課長 …………… | 林原幸雄 |
| 社会教育課長 …………… | 手島千津夫 | 幼児教育課長 …………… | 高木佐奈江 |
| 農業委員会事務局長 …………… | 高見晴美 | 中山支所総合窓口課長 …………… | 山下一郎 |
| 大山支所総合窓口課長 …………… | 麴谷昭久 | 代表監査委員 …………… | 松本正博 |

午前10時00分 開会

○局長（諸遊雅照君） みなさんおはようございます。ただいまから互礼を行います。一同起立。礼。着席。

○議長（荒松廣志君） おはようございます。いよいよ本日より9月定例会が始まります。22日間の会期をもって開かれます。ご承知のように9月定例会は、決算を中心にした議会であります。平成20年度の行政執行のチェックはむろんのこと、大山町発展のために議員各位の活発なご議論を期待いたします。

ただいまの出席議員は19人です。定足数に達しておりますので、平成21年第9回大山町議会定例会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒松廣志君） 日程第1、会議録署名議員の指名をおこないます。本定例会の署名議員は、会議規則第118条の規定によって、11番 諸遊壊司君、12番 足立敏雄君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（荒松廣志君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月29日までの22日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの22日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（荒松廣志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので、閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布しました「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したので報告します。

また、6月定例会において可決された意見書は、6月30日に関係方面へ提出いたしましたので報告いたします。

次に、本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

続きまして、さる5月11日開会の平成21年第4回大山町議会臨時会で執行された「大山町議会議長選挙」について、一部報道機関及び政党機関紙で、事実と異なる報道が行われ、これに関して6月定例会で、議会運営委員長が、町民のみなさんに議会の考

え方や対処の方針を報告いたしました。その後本日に至るまでの経過について、再度報告の申出がありましたので、これを許します。議会運営委員長 足立敏雄君。

○議会運営委員長（足立敏雄君） 議会運営委員長という立場から、先ほど議長の方からご指名がありましたように、議長選に関わる一部の新聞、それから政党の方からのチラシ等でいろいろと問題が生じました。6月の定例議会で、それまでの経緯、それから誤解の個所、そういうものは全部出しておりますので、なおかつ、この前の広報にもきちんと載せていますので、そこらのことは割愛させていただきますが、こちらの方から文書できちんと抗議を申し入れ、文書で回答をいただいております。非常に時間が掛かったのは、新聞社の方は、最初の回答が口頭という形をとられましたので、あくまでこちらはきちんとした文書で抗議をしているので、文書で回答して欲しいということ再度申し入れて文書で回答いただきました。そういう経緯がありましたので、少し時間が掛かりました。それから政党に関しましては、当初はこちらが口頭で申し上げたんですけども、文書での抗議にして欲しいということでしたので、正式に文書を作って抗議文という形で出させていただいてそれに文書で回答をいただきました。

いろんな議会の流れの中で、まあ議長を選ぶ議会というものはですね、もちろん4年に1回しか行われませんし、通常のこうやってやる議会とは、多少流れが違う部分もありますので、事務局の方も慣れていませんし、4年に1回ということで、非常にいろいろとまあ流れがなんかギクシャクしたような面もあったようには思われます。

ただそれが、即、最終的この大山町議会が、え一何といいますか、今回当選された第1期の人たちの意見を封殺したり無視したり、そういうその非常にその排他的な議会だという結論には何でなるのかなというのが議会としての意見でございます。で、一番ここで申し上げたいのは、そういう誤解は、議会の運営上の誤解は、誤解でしょうがないわけですけども、考え方異なるわけですから、誤解はしょうがないとしても、そういう誤解に基づいて、そういう大山町議会が非常にそういう排他的な議会だという結論に達したというのが、僕らの抗議の一番のところでございます。

ところがこの両方から出てきている回答文書には、そのところが全然触れられておりません。事実がこうだった、ああだった、町民としてはこういうところが知りたいんじゃないかどうのこうの、そこばかりです。ですからある意味では、本当にこちらが尋ねた抗議に対しての回答にはなっておりませんが、両方ともこれが最終結論だということを出しておられますので、これ以上の追及はする気はありません。

ただ、この中でもまた誤解されておりますが、これはもうはっきり申し上げないとどうしても理解していただけないと思いますので、ここできちんと文書を読み上げ、きちんとした形で終わらせたいなというふうに思っております。

これは政党からの回答文書でございます。「最後の方で総括的な見解を述べます」という中の5番目にですね、ちょっと読ませていただきます。「抗議文が大山町議会議長

名で発せられていますが、議会全体の意思として採択されたものではありません。今回の論争は、荒松廣志氏を含む一部の議会人と、町委員会とのものであり、大山町議会と町委員会で行われているものではありません。」とこういうふうに文書になってます。これは大変な誤解です。議会の運営をきちんと理解しておられない。

わたしたちは、この問題に関して議会運営委員会で検討しましょうということを中心に全協の中で皆さんにお諮りしたはずで、議運で検討せということになって、きっちり議運で検討し、そして全協の中できちんとこういう形で討議したけれどもどうですかということを中心にきちんと諮っているはずで、これ一個人の抗議文ではありません。こういうところがね、誤解してこういう発言されるというのは非常な間違いだと思います。これだけは、きちんとここで言わせていただいて、なお且つ大山町議会は、この文書の中でも開かれた議会にせと言われておりますが、言われるまでもなく4年前の合併当初から議会の改革、委員会を作り、いろんな形で議会を開かれたものにしようという努力をしてきております。そういうことも全然調べもせずに、いきなりあの日の僅か何時間のところを捉えて、大山町議会はそんな閉鎖的な議会だと。これは本当に情けない話ですし、大変な誤解だと思っています。ですから、これを声を大にして言って、私の意見としてのあれを終わりたいと思います。本当にこの前回の4年間でも議会運営の方には、いろんな形で議員全員が携わってですね、開かれた議会にしようということやってきております。途中でテレビも入り、テレビ放映なんかについても協議し、で、今回も荒松議長になってから、すぐ議会改革の特別委員会も作っております。そういう形でどんどんやってきておりますし、議会自ら定数の是正も前回行っております。そら、日本中見れば、まだいろんなやり方で進んでいるところもあろうかと思いますが、大山町は大山町なりに今まで議会を改革するために、いろんなことをやってきたつもりでおります。そこんところをきっちり理解していただいて、こういう誤解のないように、きちんと考えて対処していただきたいなというふうに思います。以上。

○議長（荒松廣志君） 次に、町長から政務報告並びに報告第10号 長期継続契約締結の報告についてから、報告第12号 平成20年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告についてまで、計4件の報告の申し出があります。これを許します。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 皆さんおはようございます。本日より29日まで、長い間の9月の定例議会になります。たくさん議案を上げさせていただいております。ご審議をどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて政務報告に入ります前に、議長のお許しをいただいて去る8月30日衆議院議員選挙の結果を踏まえ、わたしの思いの一端を述べさせていただきたいと思います。議長、よろしいですか。お許しをいただきましたので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先の衆議院議員選挙の結果、政権交代が確実となり、現在、新政権への体制の取り組

みが進んでおります。長年、既定の軸の上にあって実施されてきました諸施策がこれからどうなるのか、継続されるのか。また今後、どのような国政が展開され政策転換があるのか、その動向を確認しながら緊張感をもって対処し、取り組まなければならないと考えております。地方自治を預かる首長として、わが町が元気で、安心安全のその町づくりを進めるために今後展開させる施策に、適確に対応する町政、これに取り組まなければならないと考えております。議員の皆様のご理解ご支援、そしてお知恵を是非とも賜りますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成21年度9月定例議会における政務報告として、6月の定例議会以降における各種事務事業の取り組み状況について、その主なものをご報告をさせていただきます。

まず、総務課の関係でございます。

定額給付金の給付状況について、昨年後半からの世界的な金融不安・経済不況の状況に鑑み、国策として国から提案された全国民に対する「定額給付金」の給付に、本町も緊急な取り組みをしてまいりました。現時点の給付状況は、対象世帯数5,928に対し、5,881世帯への手続きを完了したところであります。残りが47世帯でございます。なお、給付済み額は2億9,343万6,000円であります。

次に、第45回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行についてでございます。去る8月30日、第45回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行いたしました。

今回の選挙におきましては、有権者の関心も高く、8月19日から29日まで行いました期日前投票では、予想以上の投票者があり、11日間で有権者の約2割に相当する投票がありました。選挙当日の投票を含め、投票率は小選挙区選挙で78.05%でありました。選挙結果については、ご承知のとおりでございます。

次に西部広域消防圏連合演習についてでございます。去る8月23日（日曜日）、本町旧奈和・梶原地内を会場として「西部広域消防圏連合演習が計画され実施に入りました。その演習の最中に「中山地区」で本番の火災が発生し、主催者である「西部消防協会」の判断により、残念ながら中止となりました。

しかし、主催者の判断により、江府町、日野町及び南部町から駆けつけていた消防ポンプ車が火災現場に駆けつけていただき、消火へのご協力をいただいたところであり、有事の実践となったところでございます。

4つめになります。地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の執行についてでございます。6月議会で議決をいただきました地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業のうち「役場公用車更新事業」について、予算額1,295万2,000円のところ、5回に分けての指名競争入札により10台分合わせて961万6,950円で落札となり、

うち9台が納車済みであります。

また、職員用パソコン購入については、80台分、予算額1,176万円を3件に分割して指名競争入札を行い、合わせて764万4,000円で落札し、すでに納入済みでございます。

次に、企画情報課関係でございます。

第7回目になります。2009甲川溪流まつりの開催について、中山まちづくり実行委員会主催で、8月2日日曜日、町内外から親子連れなど223人の参加を得て開催いたしました。今年は梅雨明けが遅れ、あいにくの天気となりましたが、参加者は魚のつかみ取り・バーベキュー・流しソーメン・竹細工などに挑戦。日本百名谷のひとつであります自然豊かな「甲川渓谷」を多くの参加者の皆さんに堪能していただいた一日となりました。

次、人権推進課関係でございます。

一つ目に、人権・同和教育推進者養成講座の開催について、各種企業・団体等における人権・同和問題学習を推進するためのリーダーを養成し、活動の活性化を図ることを目的として、企業等を対象として2回、PTA等を対象として2回、合わせて4回を7月・8月に開催をいたしました。受講者数は80人で、「参加型学習」を通して熱心に受講していただきました。講座を終了されました皆様には、この講座を契機として人権・同和教育推進のリーダーとしての活躍を期待するものでございます。

二つ目に、みんなの人権セミナーの開催について、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、自分とのかかわりを考える機会とするとともに、人権・同和問題学習の推進と実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として、町民及び町内事業所勤務者等を対象に開催をしております。8月末までに、全日程7回の内、2回終了し、参加者数は120人となっております。

3つ目に、大山町住宅新築資金等貸付金の貸金訴訟の顛末についてでございます。平成20年2月26日開催の本町臨時議会の議決を得て、訴訟に望みました大山町住宅新築資金等貸付金の貸金訴訟の顛末につきましてご報告をいたします。

翌3月に滞納金316万3,977円の貸金の返還請求事件として鳥取地裁米子支部に訴えを起こし、同年7月1日には全面勝訴の判決があり、判決確定後、同年9月に裁判所に不動産の強制競売の申し立てを行いました。平成21年2月に裁判所から強制競売として不動産（土地・建物）を売却するとの通知があり、同年5月に入札が行われ、金223万5,005円で落札のうえ売却されました。

その後、7月に裁判所から売却代金の分配通知があり金196万3,225円が住宅新築資金等貸付金に、残りの金額27万1,780円については、税の滞納金に配当されたところでございます。

なお、分配金を充当しても残ります本貸付金の滞納金120万752円につきまして

は、8月に連帯保証人の相続人から分納計画書を提出していただき9月から毎月定額を返済していただくことと致しております。

次に、住民生活課関係でございます。

工事関係につきまして、旧大山町環境美化センター解体撤去工事を4,200万円で株式会社オーク建設が請負、完了をいたしました。

次に、福祉保健課関係でございます。

一つ目に、休日がん検診の実施についてであります。本年度、初めての試みとして、肺がん・胃がん・大腸がん検診の休日がん検診を8月2日日曜日に保健福祉センターなわで実施をいたしました。これは、休日に検診を実施することで、受診機会の拡大による受診率の向上と新規受診者の掘り起こしをねらったものでございます。当日の各検診の受診者は、肺がん59人、胃がん39人、大腸がん48人でした。「仕事をしていると平日は受けられないのでこのような機会があるとよい」という方や、仕事が休みの家族に送迎してもらって受診される高齢者の方もございました。今年度の各種検診は、検診の種類にもよりますが、個別検診を含めると2月末まで実施を予定しております。年1回の検診を受け損なわれる事がないよう、広報等によって継続して周知をしてまいりたいと思います。

2番目に、食生活改善推進員養成講座の開催についてでございます。この講座は、健全な食生活を営むための基礎知識を学び、自分や家族の健康はもとより、地域の食生活改善及び健康づくりを推進する方を養成することを目的として開催をしております。

本年度は15名の受講者があり、適切な食習慣や生活習慣などに関する講義と、バランス食や郷土料理などの調理実習を交え、6月から月1回開催をしています。全7回の課程のうち、現在までに3回が終わったところでございます。12月にはこの15名が講座を修了し、食生活改善推進員として地域の健康づくりを推進していただく予定でございます。

次に、農林水産課関係であります。

一つ目に、耕作放棄地対策事業についてであります。平成20年度より取り組んでおります「耕作放棄地再生利用推進事業」の状況は、平成21年度では、「耕作放棄地再生利用緊急対策事業」を活用して、取り組みを進めておりますが、第1次募集を7月末で締め切り、申し込み状況は、水田で1.8ヘクタール13件、畑で19.1ヘクタール100件ございました。申し込みのあった農地につきましては、採択要件との照合及び現地調査を行い、昨年12月に設立いたしました大山町地域耕作放棄地対策協議会で審査、協議を行い、採択要件を満たし、提出書類の整った農地から順次再生作業に着手する計画でございます。

2つ目に、地域活性化・公共投資臨時交付金事業についてでございます。

農道路肩整備工事測量設計業務委託を241万5,000円でダイニチ技研株式会社

が請負、施工中であります。

次に建設課関係であります。

道路改良事業について、町道上坪名和神社線改良工事3工区を714万円で有限会社モロユ水道が、町道上坪名和神社線改良工事4工区を2,257万5,000円で有限会社浅田建設、町道御来屋東向坂線維持修繕工事を126万円で有限会社やまねが、そして町道住吉塩津線改良工事を745万5,000円で有限会社ミヤサトが請負、施工中であります

また、町道上坪東小竹線の「測量、設計、調査」業務委託を357万円で鵬技術コンサルタント株式会社米子支社が、町道赤坂線の「測量、設計」業務委託を87万1,500円でサンイン技術コンサルタント株式会社が、町道上坪西坪線の「測量、設計」業務委託を273万円でダイニチ技研株式会社が、町道旧奈和北線の「測量、設計」業務委託を85万円で鵬技術コンサルタント株式会社米子支社が、中山インター線の「交差点詳細設計」業務委託を231万円でダイニチ技研株式会社が業務遂行中であります。

次に、観光商工課関係でございます。

一つ目に、大山高原クロスカントリー大会についてでございます。今年4回目となるクロスカントリー大会を7月26日日曜日、全長2kmの豪円山スキー場内特設コースを会場に開催いたしました。今回は、東は愛知県、西は沖縄県からの参加もあり、昨年を上回る総勢680名の参加申込みをいただきました。あいにくの雨の中の大会となりましたが、盛会のうちに終わることができました。

二つ目に、所子工業団地造成事業についてでございます。高田工業団地の完売に伴い、企業ニーズに即応可能な良質な工業用地の提供を目的として昨年から事業を実施しております所子工業団地、通称大山インターチェンジ工業団地は、約1ヘクタール、これの3区画の造成工事を6月末に完了し、8月には造成後の用地の確定測量を終えて、現在、区画ごとの分筆、合筆等の準備を進めているところでございます。

また、工業団地から県道までのアクセス道路につきましては、団地周辺区間については上下水管の埋設と下層路盤までの工事を終えておりますが、団地の南端から県道までの区間については、秋の収穫を待って工事着手することとしており、今年度中には全ての整備を終える予定としております。

なお、これに伴い秋から工事着手します道路内への上下水管の埋設工事費等を土地取得特別会計に補正計上いたしております。

次に、大山振興課関係でございます。

農産物処理加工施設の建築について、8月11日に公募型プロポーザル協議により工事請負契約締結をいたしました大山町農産物処理加工施設の建築につきましては、現在加工品目の絞り込みをはじめ、操業当初の形態を請負者と検討しており、近く詳細な施設設備の設計に入ろうとしているところでございます。設計にあたりましては、採算性

確保はもとより衛生管理などにも配慮した他に誇れる加工施設となりますよう努めてまいります。

次に、地籍調査課関係でございます。

大山町中山、大山地区地籍調査事業につきまして、中山地区では、松河原、下市、岡、上市、住吉の各一部の本閲覧を8月4日から8月24日まで行いました。現在、上市、住吉、塩津の各一部の現地調査中でございます。大山地区では、中高、野田、神原、平木の各一部の現地調査中であります。

次に、診療所事務局関係でございます。

工事関係につきまして、旧大山口診療所建物解体及び駐車場整備工事は、株式会社所子建設が661万5,000円で請負、施工中であります。

大山支所総合窓口課関係でございます。

一つ目に、業務委託につきまして旧大山町庁舎解体工事設計業務を120万7,500円で、近岡建築設計事務所に委託しておりましたが完了をいたしました。

工事関係につきましては、旧大山町庁舎解体工事を3,937万5,000円で株式会社大山緑化建設が、工期を21年10月30日とし請負、施工中でございます。

また、仁王堂公園遊具修繕工事を138万6,000円で有限会社ヤマダが、工期を21年9月30日とし請負、施工中であります。

学校教育課関係でございます。

一つ目に、工事関係としまして、大山西小学校耐震補強及び大規模改修工事を、3億838万5,000円で株式会社平田組が請負、施工中でございます。校舎部分につきましてはほぼ完了し、9月1日に2学期の始業式を行い、平常どおり授業を行っております。なお、増築する多目的教室は、9月中旬の完成を予定をしております。

また、大山小学校赤松分校集会室環境改善工事を535万5,000円で有限会社大工屋が請負、8月24日に完成しました。

中山中学校給食調理場空調設置工事を1,743万円で大和設備株式会社が請負、8月21日に完成をいたしました。

次に、大山中学校グラウンド整備工事、これを1,658万8,000円で株式会社平井組が請負、9月1日に完成をいたしました。

二つ目に、備品納入関係でございます

遠距離通学用バスを808万5,000円で鳥取西部農協から購入し、2学期から大山地区で運行しています。

幼児教育課関係につきまして、保育所における新型インフルエンザ対策についてでございます。新型インフルエンザの感染が県内の学校等でも相次ぎ、いつ町内の保育所で感染者が発生してもおかしくない状況になっております。各保育所においては、「かからない、うつさない、広げない」ための体制をとるため、感染予防の徹底や感染者が発

生した場合の保育所の対応等について基本的な考え方をまとめております。それをもとに、9月4日までに保育所保護者を対象に各保育所において説明会を開催し、ご理解とご協力を依頼をいたしたところでございます。

次に、社会教育課関係でございます。

一つ目に、総合文化祭につきまして、6月11日、7月16日と総合文化祭実行委員会を開催し、第2回総合文化祭を10月24日、25日に名和農業者トレーニングセンターを会場に開催することを決定をいたしました。今年も、展示、ステージ発表、物販の専門部会を設置して検討いただいております、現在、それぞれの部門が募集中でございます。

二つ目に、大山町・嘉手納町人材育成交流事業についてでございます。今年で22年目を迎えた『大山町・沖縄県嘉手納町人材育成交流事業』を、8月4日から7日までの4日間、町内の全小学校から16人の参加を得て行いました。参加した児童は沖縄の歴史や文化、民泊家庭、児童との交流を通じて郷土や友情の大切さについて学び、多くの成果をあげることができました。来年1月には嘉手納町からの訪問団を迎え、スキー交流等を通じて、両町のさらなる発展に寄与したいと考えております。

三つ目に、子ども会リーダー講習会についてでございます。8月22日、23日の1泊2日、大山青年の家で小学校4年生から6年生を対象に、野外体験活動等とおして子ども会リーダーとしての資質を向上させるため、子ども会リーダー講習会を行いました。町内各小学校から44人が参加し、ネイチャーゲーム、アイスクリーム作り、赤松の池でのカヌーなど、自然の中でさまざまな活動にチャレンジをしてきました。

最後に徴収金関係でございます。

未収金の縮減に向けて、未収金対策会議において各課が一丸となり、連携を深めながら、21年度は各課の未収金対策マニュアルに沿って、電話催告、臨戸訪問等のほか、法的処分による徴収に取り組んでおります。今年度これまで実施しました法的処分の主なものは、税金の差押え10件です。なお、各課の徴収実績は、別添の一覧表のとおりでございます。また、6月以降の各課の取り組みにつきましては、次のとおりでございます。

税務課滞納対策室につきましては、各税の現年度分徴収につきましては、督促状送付後、納付がない場合には、税務課が2班編成で電話催告、臨戸徴収を実施し、あらたな未納者が増えないよう取り組んでいます。

滞納繰越分につきましては、滞納対策室を中心に、法的処分を含め徴収に当たっております。滞納整理として、不動産や各種債権等の動産の差押を継続し、担税能力のないと判断される納税者の方には、執行停止措置も実施しております。

二つ目に建設課です。

町営住宅家賃の徴収につきましては、電話での督促、臨戸訪問し面談を繰り返しながら

ら取り組んでおりますが、分納確約書を提出していただいても約束どおりに入金していただけない状況でもございます。今後は、約束どおりに納付されない方には連帯保証人に対しても催告書を送り納付指導を行ないます。また、確約書を提出されていない方には提出していただき、新たな未納者が増えないように努めます。

三つ目に幼児教育課でございます。

保育料の徴収につきましては、徴収マニュアルを作成し、それに沿って行っております。督促状の送付、電話催告、臨戸訪問等、保育所とも連携をとりながら行っているところでございます。

四つ目に水道課、水道料金等の徴収については、電話での督促、臨戸訪問し面談を繰り返しながら徴収に取り組んでおります。今後も収納率が向上するよう取り組んでまいります。

五つ目に人権推進課、住宅新築資金等貸付金の徴収につきましては、文書での催促、電話での督促、臨戸訪問を行い徴収に取り組んでまいりました。借受人が自己破産・生活保護者・生活困窮者等につきましては、借受人並びに連帯保証人お2人を来庁させ、今後の償還について、確約を結び毎月償還していただいているところであります。来庁要請件数が7件、ただし、2件については現在協議中でございます。併せて、県に償還推進助成補助金の協議を行いました。

六つ目に、学校教育課であります。

給食費の滞納分の徴収につきましては、税務課滞納対策室と連携をとりながら、計画的に訪問徴収を行っているところでございます。

以上で長くなりましたが、政務報告を終わります。

続きまして、報告第10号 長期継続契約締結の報告についてでございます。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、リース契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものでございます。契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布をさせていただいております「長期継続契約締結報告書」のとおりでございます。以上で、報告第10号の説明を終わらせていただきます。

次に、報告第11号 平成20年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告についてでございます。

本案は、平成19年6月に公布されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条の規定により、平成20年度決算に基づく大山町健全化判断比率を、議会に報告するものであります。

健全化判断比率の指数は、1、実質赤字比率、これは普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。2、連結実質赤字比率、これは全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合でございます。3、実質公債費比率、これは一般会計等が負担す

る公債費が標準財政規模に占める割合でございます。４、将来負担比率、これは一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合でございます。この４つの指標で判断するものでございます。本町の指数はお手元に配布しております別紙のとおりでございます。以上で、報告第１１号の説明を終わります。

次に、報告第１２号 平成２０年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告についてでございます。

本案は、平成１９年６月に公布されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第２２条の規定により、平成２０年度決算に基づく大山町資金不足比率を、議会にご報告するものでございます。資金不足比率は公営企業会計が対象で、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものでございます。本町では、赤字決算の公営企業会計はございませんので、別紙のとおりとなっております。以上で、報告第１２号の説明を終わります。以上で終わります。

○議長（荒松廣志君） これで諸般の報告を終わります。

日程第４ 議案第１０８号

○議長（荒松廣志君） 日程第４、議案第１０８号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 上程いただきました議案第１０８号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、国におきまして緊急的な対応として、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令等の一部が改正され、平成２１年１０月１日から平成２３年３月３１日までの出産についての暫定措置として、４万円の引き上げがおこなわれることに伴い、本条例の一部の改正をおこなうものでございます。

条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご審議いただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。これで、議案第１０８号の提案理由の説明を終わります。

日程第５ 議案第１０９号

○議長（荒松廣志君） 日程第５、議案第１０９号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 上程いただきました議案第１０９号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基

づく準則を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

通称「緑地率条例」と呼ばれる本条例は、企業立地促進法に基づき、県と県下市町村とが共同で策定いたしました「鳥取県地域産業活性化基本計画」において重点促進区域に指定された本町内の区域について、工場立地法に規定する緑地面積及び環境施設面積の割合を緩和するために制定したものでありますが、本年3月の計画変更において、本町内の重点促進区域を当初の3団地から、町内で操業する全ての誘致企業及びこれに準ずる企業用地と今後の企業進出や工業用地への活用が見込まれる区域を追加指定することの国の同意を得たため、追加された7地区を新たに本条例に追加しようとするものであります。

これにより、追加指定された区域においては、緑地面積を含む環境施設面積の割合が従来の25%から15%に緩和されることとなり、既存企業用地の有効活用や今後の企業誘致を有利に展開できる等の効果が期待できるものと考えております。これで、議案第109号の提案理由の説明を終わります。

○議長（荒松廣志君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分としたいと思います。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（荒松廣志君） 静粛に。再開いたします。これから1時再開まで暫時休憩をいたします。議員の方は控え室の方にお集まりください。1時です、再開は。

午前11時15分 休憩

午後1時 再開

○議長（荒松廣志君） 午前中に引き続き再開いたします。ここで執行部から発言の申し出があります。これを許します。総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） 執行部を代表いたしまして、午前中執行部の事務上の不手際により議会が中断しましたこと、町民、テレビをご覧いただいております町民の皆さん、また議員各位に対し、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

日程第6 議案第110号～日程第26 議案第130号

○議長（荒松廣志君） 日程第6、議案第110号 平成20年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第26、議案第130号 平成20年度大山町索道事業会計決算の認定についてまで、計21件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 先ほど上程いただきました議案第110号 平成20年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げたいと思います。

本案は、平成20年度大山町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して提案いたしております。認定の方どうぞよろしくお願い申し上げます。

決算の概要につきましては、決算書154ページの「実質収支に関する調書」に記載をしておりますが、歳入総額105億734万1,543円に対して、歳出総額101億329万6,431円で、歳入歳出差引額4億404万5,112円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源（繰越明許費繰越額）1億2,970万8,000円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、2億7,433万7,112円であります。

それでは、決算の概要について、歳入からご説明を申し上げます。

平成20年度大山町一般会計歳入決算額は、予算現額111億2,371万3,000円に対し、調定額106億2,818万9,633円、収入済額105億734万1,543円で、町税ほか894万1,801円を不納欠損しておりますので、収入未済額は、1億1,190万6,289円となり、予算額に対して94.5%、調定額に対して98.9%の収入状況となっております。

収入未済額の内訳は、第5款町税で、第5項町民税2,519万3,616円、第10項固定資産税7,681万6,709円、第15項軽自動車税266万3,010円、第45款分担金及び負担金で、第5項分担金の農林水産業費分担金9万7,429円、第10項負担金の民生費負担金55万2,340円、これは老人施設入所措置負担金及び保育料であります。

第50款使用料及び手数料では、第5項使用料の衛生費使用料5万1,928円、土木費使用料581万5,134円、これは住宅使用料であります。

第85款では、第25項諸収入の雑入で、旧大山地区の給食費71万6,123円の未収となっております。

未収金対策につきましては、引き続き副町長をトップとするプロジェクトチームを構成し、税については、県との税務職員相互併任制度の導入による徴収体制の強化、また法的措置による不動産・動産の差押さえや、20年度新規にインターネット公売への取組み、高額滞納者を呼び出しての納税相談・分割納付計画の承諾など、昨年以上に強行に進めてきておるところでございますので、議員各位、また町民の皆様にもご理解をお願いする次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、歳入の大きなウエイトを占める明細書10ページ、第35款地方交付税でございますが、決算額は50億6,767万2,000円で、前年度比、額にして約2億5,

170万円の増、率にして5.2%の増でありました。

特に普通交付税は、19年度に比べて約3億2,800万円の増となっており、その大きな理由としては、19年度の「頑張る地方応援プログラム」対策に続き、都市と地方の格差是正対策としての「地方再生対策費」が盛り込まれたことによるものと分析をしております。逆に特別交付税につきましては、市町村合併によるルール分の措置が大幅に減じたことにより約7,600万円の減となっております。

次に、歳出の概要について、ご説明申し上げたいと思います。

総括表で6ページになりますけれども、平成20年度の一般会計歳出決算額は、予算現額111億2,371万3,000円に対しまして、支出済額101億329万6,431円で、予算現額に対します執行率は、90.8%であります。また、翌年度に繰り越す額7億5,719万円を控除した不用額は2億6,322万6,569円であります。

本年度におきまして繰越額が多く出ましたのは、世界的な金融不安・経済不況を打破するため、今年度後半に国の大型の補正予算が追加されたことに伴って本町の取り組みも次年度に繰り越して取り組むこととなったためでございます。

次に、歳出決算の内訳を性質別に見ますと、普通会計ベースであります。平成20年度決算審査資料の10ページにありますように、人件費決算額17億4,523万円、対前年比6.5%の減、普通建設事業費が12億5,004万5,000円で、対前年比18.6%の減、逆に公債費は、情報通信基盤整備事業の元金償還の発生等により、決算額18億6,509万7,000円、対前年比12.1%の増となっております。

普通建設事業の主なものは、町道山村文珠領線、上坪名和神社線ほか道路整備臨時交付金事業2億346万8,000円、観光交流拠点整備事業1億4,162万9,000円、県営畑地帯総合整備事業負担金1億548万8,000円、御来屋漁港整備事業1億1,158万7,000円、御崎漁港整備事業1億87万8,000円、名和中学校耐震補強及び大規模改修事業9,083万1,000円、大山中学校耐震補強事業3,975万7,000円、所子地区土地開発事業7,450万4,000円などがございます。

平成20年度における大山町の財政指標を決算統計に基づき申し上げます。決算審査資料14ページに記載してございますが、普通会計ベースで、経常収支比率89.5%、起債制限比率13.2%、実質公債費比率17.5%となっております。

以上、平成20年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元に配付させていただいております平成20年度決算審査資料をご覧くださいますようよろしくお願い申し上げます。

これで、議案第110号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第111号 平成20年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算が確定したことにもない、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入1億803万2,140円、歳出7,492万3,885円で、歳入歳出差引残額は3,310万8,255円で、翌年度へ繰り越すべき財源3,310万円を控除いたしますと実質収支額は8,255円であります。

高田工業団地が完売となりましたため、平成20年度におきましては、企業からの新たな需要に対応するため、所子地区に工業団地を造成することとし、具体的に用地の買収、造成関係工事を進めたところでございます。

それでは歳入について、ご説明を申し上げます。

第5款財産収入の利子及び配当金42万395円は、土地開発基金から生じた利子でございませう。

第10款繰入金の1億761万円は土地開発基金からの繰入金でございませう。

第15款繰越金の1,678円は、平成19年度からの繰越金であります。

第20款諸収入の67円は、預金利子であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第5款事業費、第5項土地開発事業費の1,124万2,000円は、測量委託料、水道認可区域変更設計委託料及び上水道・下水道管の敷設工事費でございませう。

第10款諸支出金第5項公有財産取得費の6,368万1,885円は、公共用地取得費6,326万1,490円と、土地開発基金への繰出金42万395円であります。なお、取得面積は、3万2,276.27平方メートルでございませう。

なお、土地開発基金の現金残高は、平成20年度末現在1億5,887万3,095円となっております。

以上で、議案第111号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第112号 平成20年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額が3,304万2,392円で、歳出総額は、3,246万7,413円で、歳入歳出差引額は57万4,979円あります。

はじめに、歳入の主なものについて、ご説明いたします。

第5款県支出金294万2,000円は、県からの貸付事業に係る補助金でございませう。

第10款繰入金499万5,000円は、一般会計からの繰入金であります。

第20款諸収入の主なものは、貸付金元利収入で、2,509万9,859円で、収入未済額は、3億659万4,913円となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明をいたします。

第5款総務費128万1,580円は、貸付償還に係る訴訟事務費などであります。

第10款公債費3,118万5,833円は、元金及び利子の償還金であります。これで、議案第112号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第113号 平成20年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入の決算総額2,173万6,295円に対し、歳出総額は、1,138万1,309円で差引残額1,035万4,986円を平成21年度大山町開拓専用水道特別会計に繰越しております。

歳入についてご説明を申し上げます。

第5款管理収入1,175万8,768円は、計量給水料金であります。

第10款使用料及び手数料第15款寄付金はありません。

第20款繰越金982万9,308円は、前年度繰越金であります。

第25款諸収入14万8,219円は、預金利子、開拓水道施設管理負担金等でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

第5款総務費1,138万1,309円は、水道施設の維持管理、神田地区水道管更新等に要した経費であります。

第90款予備費からの支出はありません。以上で議案第113号の説明を終わります。

続きまして議案第114号 平成20年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成20年度の歳入歳出が確定したことに伴い地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものでございます。

19年度から指定管理制度を導入し、御来屋賑港株式会社へ管理を委託しております。20年度の利用者数は9,673人で前年の1万1,888人に対して18.6%の減になりました。

収入では、繰入金1,152万円。これは一般会計からの繰入金で前年度に比べ額で331万円、率で22.3%の減少になりました。

次に歳出では、総務費1,152万円。主な支出済額は、施設管理費で、うち指定管理委託料は979万円、施設修繕費は81万円、備品購入費は65万円でございます。

以上で、議案第114号の説明を終わります。

続きまして、議案第115号 平成20年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計は、高齢者や障害者の住宅を整備する資金の貸付事業の特別会計で、既に事業は終了し、起債の償還も終了しておりますが、貸付金の未償還金を徴収するための特別

会計であります。

決算額は、歳入合計が9万9,674円、歳出合計が9万9,000円で、674円の差し引き残額となっております。

歳入の主なものは、貸付金元利収入9万9,000円であり、歳出9万9,000円は、一般会計繰出金であります。これで、議案第115号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第116号 平成20年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入・歳出の決算総額は、それぞれ634万8,024円であります。

歳入についてご説明いたします。

第10款使用料及び手数料の257万9,007円は、水道使用料であります。

第20款繰入金376万8,782円は、一般会計繰入金であります。

第25款繰越金はありません。

第30款諸収入235円は、預金利子であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第5款総務費333万9,112円は、施設の維持管理に要した経費であります。

第15款公債費300万8,912円は、借入金の元利償還金であります。

第20款予備費からの支出はありません。以上で議案第116号の説明を終わります。

続きまして、議案第117号 平成20年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」のご説明を申し上げます。

本会計におきまして、歳入の総額23億3,307万9,029円、歳出の総額21億7,619万3,626円となり、歳入歳出差引残額1億5,688万5,403円を翌年度に繰越すものでございます。

歳入から款をおって主なものを説明いたします。

第5款国民健康保険税の収入済額は4億5,243万7,800円で、収納率は現年度分が93.03%、過年度分が19.32%であります。391万8,299円を不納欠損しており、収入未済額は1億4,829万2,260円であります。

第10款使用料及び手数料13万8,080円は、督促手数料であります。

第15款国庫支出金5億8,074万4,137円の内訳は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、及び財政調整交付金であります。

第20款前期高齢者交付金5億7,268万331円は、保険者間の前期高齢者の偏在による不均衡を調整するための財政調整交付金であります。

第25款療養給付費等交付金1億1,676万5,000円は、退職被保険者の医療費に係る交付金であります。

第30款県支出金9,218万2,425円の主なものは、高額医療費共同事業県負

担金、および財政調整交付金であります。

第35款共同事業交付金2億6,640万982円は、80万円以上のレセプトに係る高額医療費共同事業交付金、及び30万円以上のレセプトに係わる保険財政共同安定化事業交付金であります。

第40款財産収入64万9,620円は、積立金利子であります。

第50款繰入金1億3,360万9,875円は、一般会計繰入金で、保険税軽減分、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金であります。

第55款繰越金1億1,315万5,047円は、前年度の決算による繰越金であります。

第60款諸収入431万5,732円の内訳は、延滞金、預金利子、交通事故による第三者行為の納付金および返納金であります。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費4,140万2,538円は、職員給与費、電算共同処理に係る委託料、国保連合会負担金が主なものであります。

第10款保険給付費14億1,993万541円は、各種医療費及びその審査支払手数料、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費に支出しております。

なお、保険給付費は一般分で年間1人当たり24万1,000円、退職者分で31万3,000円となっております。

第15款後期高齢者支援金等2億3,047万7,626円は、新設となった後期高齢者医療制度への負担金であります。

第20款前期高齢者納付金等31万339円は、保険者間の前期高齢者の偏在による不均衡を調整するための負担金であります。

第25款老人保健拠出金4,590万8,086円は、国保老人分の社会保険支払い基金への負担金であります。

第30款介護納付金1億921万5,553円は、介護給付費に係る社会保険支払基金への負担金であります。

第35款共同事業拠出金2億9,181万4,913円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係わる負担金であります。

第40款保健事業費1,563万5,427円は、新設となりました特定健康診査等の委託料、人間ドック健診委託料などが主なものであります。

第45款基金積立金を64万9,620円としております。

第55款諸支出金2,084万8,983円は、保険税の還付金及び前年度実績に伴う補助金の償還金及び国民健康保険診療所特別会計への繰出金であります。

以上で議案第117号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第118号 平成20年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳

出決算の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町内の名和診療所・大山口診療所・大山口リハビリセンター・大山診療所の4診療所の施設勘定決算であります。

歳入総額5億4,247万8,405円、歳出総額5億3,264万4,139円で、歳入歳出差引残額3,921万4,266円となっております。

歳入から主なものを説明いたします。

第5款診療収入3億3,691万2,623円は、外来診療報酬収入及び一部負担金収入が主なものでございます。

第10款サービス収入2,964,400円は居宅介護サービス費収入とその自己負担金収入によるものであります。

第15款使用料及び手数料2,168万8,539円は、文書料、健康診断料及び予防接種手数料であります。

第30款繰入金7,130万6,000円は、一般会計からの繰入金として、診療施設整備の際に借り入れた起債償還のルール分1,525万1,000円、入院病床に対する特別交付税1,292万円及び国の2次補正による地域活性化交付金4,313万5,000円であり、国民健康保険特別会計からの繰入金は、国からの調整交付金として大山口リハビリセンター増築工事分730万円及びへき地診療所運営費交付分536万5,000円であります。

第45款町債5,590万円は、主に大山口リハビリセンター増改築事業にかかる病院事業債でございます。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費2億7,449万5,348円は、職員の人件費及び大山口リハビリセンター増改築工事に係る工事請負費が主なものであります。

第10款医業費1億9,826万4,211円は、医薬品代、各種検査委託料及び備品購入費であります。

第15款公債費3,050万4,580円は、診療施設整備に係る起債の償還金元金及び利子であります。以上で議案第118号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第119号 平成20年度大山町後期高齢者医療特別会計会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

本会計は、75歳以上の者全員と、一定の障害があると認定されました65歳以上の者を対象に、平成20年度に創設された医療制度であります。

本会計の歳入総額は1億8,072万5,147円、歳出総額は、1億8,069万904円で、システム改修に係わる繰越明許費257万3,000円を除いた歳入歳出差し引き残額3万4,243円を、翌年度に繰越すものでございます。

歳入から款をおって主なものを説明いたします。

第5款保険料1億1,099万3,680円は、後期高齢者に係わる保険料であります。

第12款国庫支出金126万円は、円滑運営事業に係わる補助金であります。

第20款繰入金6,843万3,304円は、保険基盤安定に係る保険料軽減分と事務費に係る一般会計からの繰入であります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費261万6,516円の主なものは、一般管理費と賦課徴収費であります。

第10款後期高齢者医療納付金1億7,807万4,388円は、保険料等負担金及び広域連合事務費負担金であります。以上で、議案第119号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第120号 平成20年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の歳入総額ならびに歳出総額とも2億6,363万8,934円となっております。

歳入から款をおって主なものを説明いたします。

第5款支払基金交付金1億887万7,585円は、社会保険診療報酬支払基金から老人医療費に係る交付金と、審査支払手数料交付金であります。

第10款国庫支出金1億1,093万477円は、医療費に係る国庫負担金であります。

第15款県支出金2,484万5,095円は、医療費に係る県負担金であります。

第20款繰入金1,849万4,847円は、医療費に係る町負担分を一般会計から繰入れたものであります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款医療諸費1億9,614万4,534円は、医療給付費・医療費支給費・高額医療費・及び審査支払手数料であります。

第10款諸支出金42万9,671円は、前年度実績に伴う交付金の償還金であります。

第80款6,706万4,729円は、前年度に係る繰上充用金であります。以上で議案第120号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第121号 平成20年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

本会計におきまして、歳入総額17億6,806万4,665円、歳出総額17億2,407万5,270円で、歳入歳出差引4,398万9,395円の残額となっております。

歳入から款をおって説明を申し上げます。

第5款介護保険料の収入済額は、2億7,423万7,158円。不納欠損額312万1,624円。収入未済額は、361万4,704円で収納率は97.6%。前年度より0.17%の減であります。

第10款使用料及び手数料3万2,320円は督促手数料でございます。

第15款国庫支出金4億6,328万844円は、介護給付費・地域支援事業費に係る国庫負担金及び調整交付金と介護従事者処遇改善臨時特例交付金が主なものでございます。

第20款支払基金交付金5億404万5,172円は、第2号被保険者の納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付されたものでございます。

第25款県支出金2億5,090万9,852円は、介護給付費及び地域支援事業費の県負担金として交付されたものでございます。

第30款繰入金2億6,592万2,894円は介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担及び職員給与費等を一般会計から繰入れしたものでございます。

第35款繰越金885万2,756円は前年度決算によるものでございます。

第40款諸収入78万3,669円は介護予防事業の利用者負担金が主なものでございます。

次に歳出について説明を申し上げます。

第5款総務費5,265万1,412円は、職員の人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成料委託料、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金が主なものであります。

第10款保険給付費15億9,460万8,837円は、介護サービス等諸費、低所得者の方を対象とした特定入所者介護サービス費、高額介護サービス等費、介護予防サービス等諸費、国保連への審査支払手数料に支出しております。

第15款地域支援事業費6,273万9,729円は、地域で自立した生活をおくることを支援する介護予防事業費や包括支援・任意事業費として支出しております。

第20款財政安定化基金拠出金152万7,597円は、鳥取県介護保険財政安定化基金条例に基づき拠出したものであります。

第25款公債費1,132万7,000円は、鳥取県介護保険財政安定化基金からの借入金の償還金であります。

第30款諸支出金122万695円は、第1号被保険者の死亡・転出等に伴う介護保険料の還付金、前年度実績による国・県介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の返還金であります。これで、議案第121号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第122号 平成20年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山診療所の介護保険サービス事業施設勘定決算であります。歳入総額 6 9 8 万 2, 7 9 8 円、歳出総額 6 9 8 万 2, 7 9 8 円で、歳入歳出差引残額 0 円となっております。

歳入から主なものを説明いたします。

第 5 款サービス収入 1 8 6 万 9, 5 7 9 円は、介護給付費収入及び一部負担金収入が主なものであります。

第 1 5 款繰入金 4 3 5 万 5, 1 7 2 円は、介護施設整備の際に借り入れた起債償還のルール分と事業費不足を補うものであります。

次に歳出について説明をいたします。

第 1 0 款サービス事業費 2 9 5 万 1, 7 8 6 円は、看護師等嘱託職員の人件費と光熱水費などであります。

第 1 5 款公債費 4 0 3 万 1, 0 1 2 円は、介護施設整備に係る起債の償還金元金及び利子であります。以上で議案第 1 2 2 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 1 2 3 号 平成 2 0 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

歳入の決算総額 5 億 6, 3 1 9 万 1, 3 4 6 円に対し、歳出決算総額 5 億 6, 3 1 0 万 8, 9 7 1 円で歳入歳出差引残額 8 万 2, 3 7 5 円は平成 2 1 年度大山町農業集落排水事業特別会計へ繰越しております。

歳入について、ご説明をいたします。

第 5 款分担金及び負担金 1 9 8 万円は、加入分担金であります。

第 1 0 款使用料及び手数料 1 億 6 4 1 万 2, 3 6 9 円は、下水道使用料であります。

第 2 5 款繰入金 3 億 8, 1 3 8 万円は、一般会計からの繰入金であります。

第 3 0 款繰越金 2 0 万 2, 9 7 2 円は、前年度からの繰越金であります。

第 3 5 款諸収入 1 万 6, 0 0 5 円は、預金利子であります。

第 4 0 款町債 7, 3 2 0 万円は 5 ～ 7 パーセントで借り入れていた起債を 2. 4 5 パーセントの低利な資金に借り換えたものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

第 5 款事業費 1 億 1, 7 4 7 万 2, 6 2 8 円は、処理場等の施設管理、修繕等に要した経費であります。

第 1 0 款公債費 4 億 4, 5 6 3 万 6, 3 4 3 円は、起債の元利償還金であります。

第 1 5 款諸支出金、第 9 0 款予備費からの支出はありません。以上で、議案第 1 2 3 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 1 2 4 号 平成 2 0 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

歳入の決算総額 4 億 9, 7 9 9 万 4, 9 8 5 円に対し、歳出の決算総額は 4 億 9, 7

94万1,105円で歳入歳出差引残額5万3,880円は平成21年度大山町公共下水道事業特別会計へ繰越しています。

歳入についてご説明を申し上げます。

第5款分担金及び負担金2,012万円は、加入分担金であります。

第10款使用料及び手数料1億231万4,146円は、下水道使用料であります。

第20款繰入金3億1,309万1,000円は、一般会計からの繰入金であります。

第25款繰越金48万7,104円は、前年度からの繰越金であります。

第30款諸収入368万2,735円は、預金利子、鳥取県管理河川改修工事に伴う支障下水道移転補償費等であります。

第35款町債5,830万円は、5～7パーセントで借入しておりました起債を2.45パーセントの低利な資金に借換たものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第5款事業費1億763万5,020円は、処理場等施設の維持管理と名和地区の公共下水道管路新設工事等に要した経費であります。

第10款公債費3億9,029万9,780円は、起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金6,305円は、下水道使用料還付金であります。

第90款予備費からの支出はありません。以上で議案第124号の説明を終わります。

続きまして議案第125号 平成20年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

歳入決算総額3,146万4,472円に対し、歳出決算総額は、2,952万2,203円で、歳入歳出差引残額は、194万2,269円であります。

歳入についてご説明申し上げます。

第5款県支出金161万7,639円は、事業に着手しました平成15年度、平成16年度に借入れしました起債の償還利子323万5,279円に対する2分の1の利子補助金であります。

第10款繰越金442万4,132円は、前年度繰越金であります。

第15款諸収入2,525万8,860円は、売電収入2,286万237円のほか、本会計の預金利子、落雷被害による町村有物件災害共済金であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費1,093万31円は、電気主任技術者賃金等、雷被害等による施設修繕費、維持管理に係る電気料金や通信経費、保守点検業務委託料、消費税、風力発電基金積立金が主なものでございます。

第10款公債費1,859万2,172円は、起債償還金の元金及び利子であります。以上で、議案第125号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第126号 平成20年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定に

についてのご説明を申し上げます。

中山温泉館は、平成19年度から指定管理者が運営しており、平成20年度の年間入浴者数は8万5,366人で、前年度の8万9,643人に比べ4,000人余り減少いたしました。

歳入総額399万5,166円に対し、歳出総額398万9,497円で、歳入歳出差引残額は5,669円は翌年度に繰り越すものであります。

歳入について説明申し上げます。

第5款使用料の330万5,715円はナスパルタウン温泉使用料と温泉スタンド使用料であります。

第10款繰入金の65万5,000円は一般会計繰入金であります。

次に歳出について説明を申し上げます。

温泉館費の398万9,497円は備品の修繕料、建物火災保険料、指定管理委託料が主なものでございます。以上で、議案第126号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第127号 平成20年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

この会計は、分譲宅地「ナスパルタウン」「御来屋団地」の販売、維持管理を行う会計であります。

歳入の決算総額7,780万1,584円に対し、歳出の決算総額6,100万8,428円で、差引残額1,679万3,156円を翌年度に繰り越すものであります。

多額の繰越の大きな要因は、「ナスパルタウン」の起債元金償還が平成16年度まで据置期間であったため発生せず、土地の売り払い収入が積み重なったことによるものであります。

歳入について説明を申し上げます。

第5款財産収入747万8,000円は、土地売り払い収入であり、内訳は「ナスパルタウン」1区画分であります。

第15款繰越金7,022万6,206円は前年度繰越金であります。

第20款諸収入9万7,378円は預金利子であります。

次に歳出について説明を申し上げます。

第5款宅地造成事業費130万7,855円の主なものは、紹介者への謝礼金、パンフレットの印刷代など販売促進費24万1,370円、維持管理委託料106万6,485円であります。

第10款公債費5,970万573円は、起債の元金償還金5,630万円と償還金利子340万573円であります。

第20款予備費につきましては、支出はなく全額不用額としております。以上で議案第127号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第128号 平成20年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

歳入決算総額3億6,442万6,770円に対し、歳出決算総額は、3億5,883万6,770円で、歳入歳出差引残額は559万円であります。

歳入についてご説明を申し上げます。

第5款分担金及び負担金25万1,428円は、新規引込工事を行なった加入者の負担金でございます。

第15款財産収入4,381万4,296円は、中海テレビ放送への通信施設貸付料及び配当金であります。

第20款繰入金3億842万2,538円は、起債償還金相当、人件費、その他維持管理経費に係る一般会計からの繰入金であります。

第25款繰越金39万6,900円は、前年度繰越金であります。

第30款諸収入1,154万1,608円は、支障移転工事の補償金等であります。

次に歳出についてご説明を申し上げます。

第5款総務費1億1,062万6,391円は、人件費、局舎電気代、ケーブル等の修繕費、施設の保守委託料、電柱等の使用料、支障移転工事費、編集機材の購入費等が主なものでございます。

第10款公債費2億4,821万379円は、起債償還金の元金及び利子でございます。以上で、議案第128号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第129号 平成20年度大山町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

はじめに業務の状況でございますが、給水栓数5,561栓、給水人口1万5,983人に年間総給水量179万256立方メートルを供給し、有収率は84%でありました。

経理の状況につきまして、決算報告書1ページ、収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益で2億3,527万5,797円、支出の第1款水道事業費用では2億2,616万609円であります。

次に、資本的収入及び支出の第1款資本的収入では企業債の借入5,530万円、水道管の移転補償費が県道旧奈和西坪線、町道山村文珠領線道路改良工事で327万1,364円、企業債元金補助2,836万9,244円で合計8,694万608円あります。

続いて資本的支出では、種原地区簡易水道統合整備工事等による建設改良費が4,094万3,800円、企業債償還金が1億2,169万658円で資本的支出合計が1億6,263万5,458円となり、資本的収入の不足する額7,569万4,850円は、過年度分消費税資本的収支調整額42万215円と過年度分損益勘定留保資金7,

527万4,635円で補填しております。

続いて収益的収支の詳細ですが、決算報告書6ページ収益費用明細書により説明を申し上げます。

水道事業収益のなかの営業収益で主なものは、水道使用料で2億299万1,616円、その他営業収益の他会計負担金654万9,150円は消火栓維持管理負担金、開拓専用水道管理負担金等であります。

また、当該年度新規加入が20件あり、加入金363万4,339円を計上しております。

次に、営業外収益の他会計補助金1,045万5,162円は、企業債の利息補助を一般会計から受けたものであります。

次に、第1款水道事業費用ですが、第1項営業費用の目1原水及び浄水費の委託料526万8,500円は水質検査料金、動力費1,519万2,941円は水源池等の電気料金であります。

続いて目2配水及び給水費3,586万4,779円は、職員2名分の給料、手当等とメーター検針に要する委託料535万4,640円、その他配水管修繕に要した修繕費1,245万407円が主なものであります。

目3受託工事費はありません。

目4総係費につきましては、職員2名分の給料、手当等と構築物等の減価償却費8,360万1,392円、固定資産除却費309万4,256円が主なものであります。

続いて第2項営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息5,668万3,982円は財務省と公営企業金融公庫への企業債利息、雑支出のその他雑支出12万1,388円は控除対象外消費税の精算であります。

次の特別損失の臨時損失はありません。

過年度損益修正損1万3,800円は使用料の漏水減額還付分でございます。以上で議案第129号の説明を終わります。

次に、議案第130号 平成20年度大山町索道事業会計決算の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年度は昨年同様、大山スキー場開き祭12月23日には滑走可能な積雪がなく、12月27日、昨年は12月31日からの営業となりました。積雪量は、年明けから1月中旬までは大雪で2メートルを越えましたが、その後ほとんど積雪がなく、2月13日には春一番が吹き、ゲレンデ状況も一気に悪くなり、3月5日には強風雨で滑走不能となり営業を終了しました。

リフト営業は、12月27日から3月5日まで69日間、前年度は84日間であります。これの営業日数となり、大山スキー場全体の入り込み客数は14万4,000人、前年度17万人でありました。で、対前年度比は84.6%となり、3年連続で20万

人を下回る状況となりました。

決算の内容は、索道事業収益が1億1,096万8,777円、食堂部門であります付帯事業収益が2,609万5,727円で、合計1億3,706万4,504円となり、対前年度比80.89%、大山全体では71.2%であります。これにとどまり、3,237万5,994円の減収となりました。

一方、支出は索道事業費用が9,883万144円、附帯事業費用が3,914万8,329円で、合計1億3,797万8,473円となり、経費節減に努めましたが売り上げの大幅な減少により91万3,969円の純損失となりました。

スキー場経営は、全国的に大変厳しい状況が続いておりますが、広告宣伝の充実、経営合理化策の実践等により黒字経営を目指す考えでございます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願いいたします。以上で議案第130号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒松廣志君） ここで暫時休憩をいたします。再開を35分といたします。

午後2時23分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。

平成20年度各会計の決算に関する議案について提案理由の説明が終わりましたので、監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 松本正博君。

○代表監査委員（松本正博君） そういたしますと、平成20年度決算審査の審査結果を報告させていただきたいと思っております。なお、この審査にあたりましては、担当課長さんや担当職員の方に大変お世話になりまして、資料の作成なり提出等大変ご協力いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、このたびの平成20年度決算審査に関しましては、次の5件について意見書を提出させていただいております。

まず1点目であります、平成20年度決算に基づく大山町健全化判断比率審査意見書、2点目であります、平成20年度決算に基づく大山町公営企業会計経営健全化審査意見書、3点目であります、平成20年度大山町歳入歳出決算審査意見書、4点目としまして、平成20年度大山町水道事業会計決算審査意見書、5点目としまして、平成20年度大山町索道事業会計決算審査意見書、以上の5件であります。

また、平成20年度決算に基づきます大山町健全化判断比率及び平成20年度決算に基づきます大山町公営企業会計経営健全化比率については、先ほど町長さんの方から報告がありましたが、提出された資料が適正に作成されているかどうかを主眼に監査したものであり、その審査方法並びに結果は、意見書に記載のとおりであります。

次に、平成20年度大山町歳入歳出決算審査意見書について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成20年度大山町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況について審査しましたので、下記のとおり意見を付します。

審査の概要であります。審査の対象は、そこに掲げております、一般会計が1件、特別会計18件、その他企業会計2件について審査をいたしました。

2ページになりますけれども、歳入歳出決算の総額は、一般会計と特別会計等合わせますと、歳入が173億2,197万2,607円、歳出が166億929万7,945円、差引しますと7億1,267万4,662円となっております。その内訳につきましても、次の表1のとおりであります。

まず、一般会計であります。歳入決算額105億734万1,543円、歳出決算額10,1億329万6,431円、差引額4億404万5,112円となっております。内訳につきましても、別表1のとおりであります。

特別会計、これは18会計の合算であります。歳入決算額68億1,463万1,064円、歳出決算額65億600万1,514円、差引額3億862万9,550円。これも内訳は別表2のとおりであります。従いましてその合計につきましても、先ほど申し上げました金額になります。

次に、審査の期間であります。平成21年7月31日から8月24日までの9日間です。審査の場所は、大山町役場議会委員会室です。審査の出席者及び説明者につきましては、監査委員であります私と、鹿島監査委員さん、そして総務課長ほか担当課長並びに各担当職員ということになります。

審査の方法であります。この決算審査にあたっては、町長から提出された平成20年度歳入歳出決算書及び事項別明細書・実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして次の4点について審査をさせていただいております。

まず1点目ですが、決算計数は、正確で誤りはないか。2点目は、予算の執行は、関係法令等に基づき効果的かつ的確になされているか。3点目としまして、収入支出事務は、関係法令等に基づき適正かつ計画的、効率的に処理されているか。4点目としまして、財産管理及び主要事業の各状況について、それぞれの関係諸帳簿及び証憑書類との照合その他必要と認める関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、併せて別途実施した例月出納検査をも勘案し、慎重に審査を行いました。

次に審査の結果であります。第1点目としまして決算計数につきまして、審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書、その他の書類は、関係法令に準拠して調製されており、計数も誤りは認められず決算は適正に表示されているものと認められた。

なお、財産に関する調書の計数についても誤りは認められず、適正に管理運営されているものと認めることができました。

第2点目としまして執行状況につきまして、合併後4年が経過し、平成20年度は、地方道路臨時交付金事業を活用した町道山村文珠領線、町道種原大野線の道路整備や、将来的な企業誘致のための基盤整備として、土地開発基金を原資に所子工業団地造成事業、児童生徒の安全安心のための名和中学校耐震補強及び大規模改修工事等に取り組みました。

地域の活性化、福祉・医療、教育などにおいては、大山恵みの里づくり計画の核となる観光交流センターの建設や大山口診療所・大山西リハビリセンターの2診療所の整理統合、後期高齢者医療制度の創設、さらには大山小学校赤松分校の廃止の決定など、大きな動きのあった年度でもありました。

財政面では、名ばかりの地方分権が叫ばれるなか、国の三位一体改革による地方交付税制度の見直しの影響や社会的な経済不況による税収入の落ち込みも想定されましたが、堅実な財政運営により、その懸念は回避され、結果、当初多額の取崩しが予定された基金も増加することとなっております。その他事業においても、施政方針に基づき的確に執行され、町勢進展のための努力が見受けられました。

今後の財政運営についても、引き続き厳しい状況が予想されるため、限りある財源を効率的に活用しながら、併せて事務事業の評価・検証を行い、魅力あるまちづくりの実現に努力されたいと思います。

次に第3の会計別執行状況であります。一般会計であります。平成20年度一般会計歳入総額は105億734万1,543円、歳出総額は101億329万6,431円で、歳入歳出差引額は4億404万5,112円となっております。

歳入であります。本会計歳入決算は、予算現額111億2,371万3,000円に対し、調定額は106億2,818万9,633円、収入済額105億734万1,543円で、不納欠損額が894万1,801円あるため、収入未済額は1億1,190万6,289円となり、予算額に対して94.5%、調定額に対して98.9%の収入状況となっております。

収入未済額の主なものは、法人町民税を含めた町民税2,519万3,616円、固定資産税7,681万6,709円、軽自動車税266万3,010円、住宅使用料581万5,134円等で、その内訳は、現年度分3,316万8,375円、過年度分7,873万7,914円であります。なお別表3に載っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

未収金に係る部署は、徴収対策会議における情報の共有化や県下でも稀なインターネット公売の導入、法的措置の執行等、総力を結集して取り組まれておりますが、経済情勢を反映してか現年度分収入未済額は、19年度に比べ増加の傾向にあります。不納欠損は、町税、保育料で行われており、19年度は3,055万1,591円ありま

したが、20年度は894万1,801円と大きく減少しております。

歳出であります。歳出決算は、予算現額111億2,371万3,000円に対し、支出済額101億329万6,431円で、翌年度に7億5,719万円繰越すため、不用額2億6,322万6,569円、執行率90.8%となっている。

執行率は、平成19年度執行率95.6%と比べ、4.8%低下しておりますが、これは、国の第2次補正予算を受けて予算化された「地域活性化・生活対策臨時交付金」事業や農産物処理加工施設整備事業等の投資的事業が、翌年度に繰越されたことによるものであります。

詳細は、各課から提出されております決算審査資料のとおりであります。

2番の土地取得特別会計、本会計決算は、歳入総額1億803万2,140円に対し、歳出総額7,492万3,885円で、歳入歳出差引額は3,310万8,255円となっており、翌年度に3,310万円を繰越してあります。

例年がない大型の予算規模であります。これは土地開発基金を原資に、所子工業団地造成に向けて、用地購入や基盤整備を行ったことによるものであります。

3番の住宅新築資金等貸付事業特別会計、本会計決算は、歳入総額3,304万2,392円に対し、歳出総額3,246万7,413円で、歳入歳出差引額は57万4,979円となっております。

貸付金元利収入において、収入未済額が3億659万4,913円あり、これは町の滞納総額6億1,627万5,546円の49.8%に相当するものであります。

20年度は貸付訴訟を実施されるなど、未収金対策への努力は伺えますが、貸付金元利収入は、公債費を下回っており、一般会計からの繰入金により収支が保たれている状況が伺われます。

4番目の開拓専用水道特別会計です。本会計決算は、歳入総額2,173万6,295円に対し、歳出総額1,138万1,309円で、歳入歳出差引額は1,035万4,986円となっております。管理収入に52万2,554円の収入未済額があります。昭和30年代に施工された管路が大半を占め、有収水量は50%台にとどまっております。

5番目、地域休養施設特別会計であります。本会計決算は、歳入総額1,152万9,238円に対し、歳出総額1,152万9,238円で、歳入歳出差引額は0円となっております。19年度から、施設運営を指定管理者に委託された結果、歳出総額は減少しつつあります。

6番の老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計、本会計決算は、歳入総額9万9,674円に対し、歳出総額9万9,000円で、歳入歳出差引額は674円となっております。昭和60年度で貸付を終了しており、現在は未収金の償還事務を行う会計であります。貸付金元利収入に、138万9,154円の収入未済額があ

ります。

7番の簡易水道事業特別会計、本会計決算は、歳入総額634万8,024円に対し、歳出総額634万8,024円で、歳入歳出差引額は0円となっております。水道使用料に、新たな4,357円の収入未済額が発生し、未収金対策の必要が生じております。

8番の国民健康保険特別会計、本会計決算は、歳入総額23億3,307万9,029円に対し、歳出総額は21億7,619万3,626円で、歳入歳出差引額は1億5,688万5,403円となっております。

国民健康保険税の収入状況は、予算現額4億2,914万5,000円に対し、調定額は6億464万8,359円、収入済額は4億5,243万7,800円で、不納欠損額が391万8,299円あるため、収入未済額は1億4,829万2,260円となっております。徴収率は、調定額に対し74.8%で、19年度の80.8%を6%下回っております。

9番の国民健康保険診療所特別会計であります。本会計決算は、歳入総額5億4,247万8,405円に対し、歳出総額5億326万4,139円で、歳入歳出差引額は3,921万4,266円となっております。翌年度に3,170万1,000円を繰越してあります。

収益性の面で、4診療所に差異が生じており、翌年度への繰越金も年々減少傾向にあります。大山診療所は20年5月から、医師の交代により、入院施設の活用が休止されています。

10番の後期高齢者医療特別会計、本事業は、75歳以上の者を対象に、20年度から創設された医療制度であります。本会計決算は、歳入総額1億8,072万5,147円に対し、歳出総額1億8,069万904円であり、歳入歳出差引額は3万4,243円となっております。翌年度に257万3,000円を繰越してあります。手数料に、5,120円の収入未済額が生じております。

11番、老人保健特別会計、本会計決算は、歳入総額2億6,363万8,934円に対し、歳出総額2億6,363万8,934円で、歳入歳出差引額は0円となっております。

12番の介護保険特別会計、本会計決算は、歳入総額17億6,806万4,665円に対し、歳出総額17億2,407万5,270円で、歳入歳出差引額は4,398万9,395円となっております。介護保険料・手数料に362万7,344円の収入未済額があり、介護保険料で312万1,624円を不納欠損してあります。

13番、介護保険事業特別会計、本会計決算は、歳入総額698万2,798円に対し、歳出総額698万2,798円であり、歳入歳出差引額は0円となっております。大山診療所が実施していた介護サービス事業は、20年5月から医師の交代により、休止されております。

14、農業集落排水事業特別会計、本会計決算は、歳入総額5億6,319万1,346円に対し、歳出総額5億6,310万8,971円で、歳入歳出差引額は8万2,375円となっております。加入負担金、使用料に収入未済額が303万8,859円あります。

15番、公共下水道事業特別会計であります。本会計決算は、歳入総額4億9,799万4,985円に対し、歳出総額4億9,794万1,105円で、歳入歳出差引額は5万3,880円となっております。加入負担金、使用料で、収入未済額が1,318万5,074円あります。

16番、風力発電事業特別会計であります。本会計決算は、歳入総額3,146万4,472円に対し、歳出総額2,952万2,203円で、歳入歳出差引額は194万2,269円となっております。

17番、温泉事業特別会計であります。本会計決算は、歳入総額399万5,166円に対し、歳出総額398万9,497円であり、歳入歳出差引額は5,669円となっております。19年度から、施設運営を指定管理者に委託した結果、歳出総額は抑制されつつあります。

18番、宅地造成事業特別会計、本会計決算は、歳入総額7,780万1,584円に対し、歳出総額6,100万8,428円であり、歳入歳出差引額は1,679万3,156円となっております。経済不況のあおりを受け、販売件数も減少したことから、前年繰越金が7,022万6,206円から1,679万3,156円に大きく減少しております。

19番、情報通信事業特別会計、本会計決算は、歳入総額3億6,442万6,770円に対し、歳出総額3億5,883万6,770円であり、歳入歳出差引額は559万円となっております。翌年度に742万円を繰越してあります。一般会計から、3億842万2,538円繰出しされております。

次に、第4の資金運用状況についてご報告いたします。

平成20年度における一般会計及び特別会計の収支実績及び資金運用状況は、別途実施した例月出納検査をも勘案し、適正に行われているものと認めました。

基金は、当初合併後4年程度で皆減すると試算されておりましたが、平成20年度末基金現在高33億9,887万6,000円と19年度に比べて2億4,409万9,000円増加しており、堅実な運用が図られております。今後も厳しい財政運営となることが十分に予測されますが、安易に取崩することなく、その運用については慎重に対処されたいと思います。

第5の財産管理の状況についてであります。町有財産は、公有財産、物品、債権、基金に大別され、財産に関する調書のとおりであり、適正に管理されているものと認めました。

第6、主要事業の執行状況についてであります。町道種原大野線道路整備、所子工業団地造成、観光交流センター整備、みくりやお魚センター建設、名和中学校耐震補強及び大規模改修工事など、生活環境や産業振興に向けた基盤整備に積極的に取り組まれております。「地域活性化・生活対策臨時交付金」事業や農産物処理加工施設整備事業など、一部には翌年度に明許繰越された事業もありますが、概ね適切に執行されているものと認めました。

第7の指摘事項でありまして、6点ほど載せております。

まず1番であります。例年の指摘事項ではありますが、町民税・固定資産税・軽自動車税、国民健康保険税等の町税や住宅使用料、住宅新築資金等貸付金、介護保険料、農業集落排水事業及び公共下水道事業使用料、水道料など、およそ6億1,600万円に及ぶ未収金があります。20年度は、新たに老人施設入所措置費負担金や簡易水道使用料にも、未収金が発生しております。法的措置の執行や県下でも稀有なインターネット公売の着手など、その取り組みは高く評価できますが、未収金が年々増加の傾向にあるのは顕著であり、その原因究明やさらなる未収金対策の強化については、検討されたいと思います。

2番目であります。遊休町有地の利活用については、以前から指摘してありますが、旧大山支所跡地の活用の具現化や、その他管理に著しい経費を要する財産は、労力や経費削減のため売却を含め処分を検討されたいと思います。

また、観光資源あるいは交流拠点施設として、周知や活用が多く図られていない友好館、中山農村活性化センター、神田バンガローなど、埋もれる町内資源の掘り起こしとPR活動を行われたいと思います。

3点目であります。農業集落排水事業・公共下水道事業とも、19年度にすべての環境整備を終え、供用開始されておりますが、他会計からの繰入金に依存する会計運営が行われております。今後は、加入促進や接続率の向上により自主財源の確保に努め、特別会計の財政健全化に向けて会計運営の改善を図られたいと思います。

また簡易水道、開拓水道においても、「上下水道料金等検討委員会」からの答申を踏まえ、それぞれ地域で異なる料金体系の統一を早急に行われたいと思います。

4点目であります。高齢化や少子化の進展により、伝統・文化・コミュニティ活動など地域の活力や集落機能は大幅に低下し、本町でも「限界集落」と呼ばれる集落の発生も予測されます。地域の停滞は、まちの活力喪失にもつながることから、集落あるいは地域活性化のため、いまその対策の必要性が求められております。

耕作放棄地や町内に多く見受けられる空き地・空き家を活用してのグリーンツーリズムの仕掛けづくり、Iターン・Uターン者の招致、さらには所子工業団地、押平工業団地整備による企業誘致、若者向け住宅の建設、中山間地域活性化への取り組みなど、総合的・多角的な施策により、人口の増加や地域ににぎわいを取り戻す方策を検討された

いと思います。

5点目であります、「地域の安心・安全」は快適な生活を送る上での、必須の条件であります。新型インフルエンザなどの防疫体制は、国・県・関係機関と密接な連携が取られていると感じますが、自然災害などの時の対応などは、いまして体制の整備が遅れていると理解しております。

災害発生時の初動に極めて有用である自主防災組織は、現在67集落の設置にとどまっておりますが、全集落に設置されるようその育成に努められたいと思います。

また、勤務される消防団員が多くなったことから、昼の火災の初動体制に支障が生じる団もあると聞きます。初期消火の際、迅速に対応可能な役場分団を本所・支所に設置されたいと思います。

6点目であります、新たな医療制度の創設により、医療の仕組みや健康診断の内容・方法に変更が生じております。高騰する医療費に対処するための将来を見据えた制度導入ではあるが、各種がん検診の受診率はいずれも低下の傾向にあります。

元気で快適な生活を送るため、あるいは医療費縮減の観点からも、病気の早期発見、早期治療は絶対的要素であり、受診率低下の原因究明に努め、向上への取り組みを検討されたいと思います。

また、大山診療所2階部分の活用や多様な保健・医療制度の周知を図り、保健・医療・福祉分野の連携による「健やかで心豊かなまち」づくりを実現されたいと思います。

次に別表の1から、別表の5までについてであります、別表1には、平成20年度大山町一般会計歳入歳出決算の状況を載せております。別表2は、平成20年度大山町特別会計歳入歳出決算の状況を載せております。別表3は、平成20年度滞納状況について載せております。別表4は、平成20年度不納欠損状況を載せております。別表5であります、平成20年度各会計間の繰出金・繰入金の状況を載せておりますので、またご覧いただきたいと思っております。以上で歳入歳出決算についての審査意見の報告を終わりますが、次に企業会計についてご報告を申し上げたいと思っております。

まずは、平成20年度の水道事業会計決算の審査につきまして、ご報告を申し上げたいと思っております。

平成20年度大山町水道事業会計決算書及び関係書類を審査しましたので、その結果について次のとおり意見を付して報告をいたします。

平成20年度大山町水道事業会計決算審査意見書、まず審査の概要ですが、平成21年7月17日に、下記の決算書及び関係諸帳簿を審査し、予算の執行状況が議決の趣旨に則し、効率的かつ合理的に行われているか等について検討を加えつつ慎重に審査いたしました。その結果、決算計数は諸帳簿と合致し計算に誤りはなく、いずれも正確であることを認めました。

審査しました書類は、平成20年度大山町水道事業会計決算書、それから平成20年

度大山町水道事業会計決算付属書類であります。

3. 収益的収入支出及び利益の状況であります。表をご覧くださいと思いますが、平成20年度の収入は、2億2,490万8,000円で平成18年度から3カ年の平均では、2億2,595万6,000円で横ばいの状態であります。

また支出は、平成20年度は、2億2,422万2,000円で3カ年の平均では、2億4,387万7,000円であります。

差引利益につきましては、平成20年度は、68万6,000円の黒字になっております。なお、3カ年の平均では、1,792万1,000円の赤字ということになります。

次に資産内容であります。固定資産の累計額でありますけれども、61億1,416万1,199円です。当年度の増加額は、4,239万4,096円、当年度の減少したものは、700万6,000円です。償却累計額が、9億7,069万3,165円となっております。未償却残高は、51億4,346万8,034円です。

2番目の流動資産の明細であります。現金預金が1億3,155万1,430円、未収金が2,717万4,724円、貯蔵品のたな卸しであります。581万4,002円です。

企業債未償還残高は、18億830万1,396円となっております。業務内容であります。平成20年度は前年に比べまして、年間総配水量が、6,177立米増えております。それから年間有収水量は、9,293立米減っております。有収率は、84.2%で、前年に比べまして、0.8%減っております。

それから供給単価・給水原価であります。平成20年度供給単価は、1立米当たり134円72銭、平成20年度給水原価は、1立米当たり148円81銭となっております。

最後に結びであります。本年度の収益的収支における総収益は、2億2,490万8,886円、総費用は、2億2,422万2,536円で、当年度の純利益は、68万6,350円となり、前年度繰越欠損金7,609万5,493円と合わせますと、当年度未処理欠損金は、7,540万9,143円となっております。

資本的収支では、収入8,694万608円に対し、支出1億6,263万5,548円となり、資本的収支は7,569万4,850円不足しますが、過年度分の消費税資本的収支調整額42万215円と過年度分の損益勘定留保資金7,527万4,635円で補填されております。

水道使用料の未収金は2,717万4,724円で、前年度に比べ、372円微増しております。

平成19年12月14日に、大山町上下水道料金等検討委員会が設置され、平成20

年3月27日には、合併前からの大きな課題でありました3町で異なる水道料金等の改定に向けて「水道料金については、同一サービス、同一負担の観点から統一する。」という答申が出されております。段階的な措置を講じることになっておりますので、この答申の趣旨を十分に理解され、適正に履行されたいと思います。

また、繰越欠損金が年々増加するなど、財政状況の悪化は今後も憂慮されますので、未収金対策を含め、水道事業会計の安定と健全化に向けた取り組みをより強化されるよう意見を付しまして平成20年度大山町索道事業会計決算審査の意見といたします。

続きまして、企業会計の中の索道事業会計決算の意見につきまして、ご報告申し上げます。平成20年度大山町索道事業会計決算書及び関係書類を審査しましたので、その結果について次のとおり意見を付して報告いたします。

平成20年度大山町索道事業会計決算審査意見書、審査の概要であります。平成21年7月17日に、下記の決算書及び関係諸帳簿を審査し、予算の執行状況が議決の趣旨に則し、効率的かつ合理的に行われているか等について検討を加えつつ慎重に審査いたしました。その結果、決算計数は諸帳簿と合致し計算に誤りはなく、いずれも正確であることを認めました。

審査しました書類は、平成20年度大山町索道事業会計決算書類、それから平成20年度大山町索道事業会計決算付属書類であります。

収益的収入支出及び利益の状況であります。平成20年度の1億3,055万2,000円で前年と比較しますと80.9%になっております。3カ年の平均では、1億3,582万1,000円あります。

また支出につきましては、平成20年度が、1億3,580万1,000円で、3カ年の平均では、1億4,069万5,000円あります。差引利益につきましては、平成20年度は、524万9千円の赤字となっております。

4. 資産の内容であります。固定資産の累計額であります。18億7,772万4,717円あります。当年度の増加が4,197万8,000円、当年度の減少は、3,500万、償却累計額が、14億8,799万5,246円、未償却残高は、3億8,972万9,471円あります。

2番目の流動資産の明細であります。現金預金が7,690万8,613円、未収金が944万3,231円、未収金であります。これは乗車券等の精算未収金でありまして、既に回収されておりました。問題はありません。企業債未償還残高であります。0円になっております。

企業内容であります。索道事業におけます前年度対比は次のとおりであります。特に稼働日数で見ますと、前年が84日でありましたが、20年度は69日で前年度に対比しまして15日間減っております。

最後に結びであります。平成20年度大山町索道事業会計決算は、索道事業で78

5万4,278円の純利益を生じたが、附帯事業で1,310万3,143円の純損失を生じたため、合計では、524万8,865円の純損失となっております。

前年度の繰越欠損金5億9,165万8,468円を加えると、翌年度繰越欠損金は、5億9,690万7,333円となっております。

本年度は、12月23日に大山スキー場をオープンされましたが、降雪は少なく、本格的な営業は12月27日からとなっております。年明けから1月中旬までは、大雪で順調に増え、2メートルを超えております。

ところが、2月13日の春一番でゲレンデ状態も一気に悪化し、さらには3月5日の低気圧通過にともなう強風雨で、積雪はなくなり営業を終了されております。スキー場開きから、営業終了までの入込者数は、14万4,000人と19年度の17万人に比較し2万6,000人の減少、営業日数も69日間と、19年度の84日に比較し82.1パーセント減少しております。

スキー離れや趣味の多様化などにより、全国的にスキー人口は減少の傾向にあり、さらには経済不況や地球温暖化による雪不足が、来客者数減少に追い打ちをかける結果となったようであります。

現在の厳しい経済情勢下では、今後も入り込み客数の急増は望めないと思いますが、スキー場管理組合を中心に集客施策やグリーンシーズンの活用方策を検討され、収益の向上と会計の健全化・安定化を図られるよう意見を付して、平成20年度の大山町索道決算審査の意見とさせていただきます。以上で決算審査の報告を終わらせていただきます。

○議長（荒松廣志君） 監査委員さんには、平成20年度決算審査について、大変お世話になりました。ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。35分まで休憩いたします。

午後3時23分 休憩

午後3時35分 再開

日程第27 議案第131号～日程第38 議案第142号

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。日程第27、議案第131号 平成21年度大山町一般会計補正予算（第3号）から、日程第38、議案第142号 平成21年度大山町水道事業会計補正予算（第2号）まで、計11件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） ただいまご上程いただきました議案第131号 平成21年度大山町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月に補正の議決をいただきました本年度第1号補正予算の財源として計上いたしておりました「公共投資臨時交付金」の具体的な内容が先行き不透明なところか

ら、財源の見直しを行うこととし、国における第1次補正の補助事業に乗れる施策、具体的には「名和小学校太陽光発電設置事業」や1号補正予算で計上しておりました「中山支所ペレットボイラー導入事業」を国の補助事業である「地域バイオマス利活用交付金」の活用をすることとするなど新たな財源により、地域の経済危機を凌ぐための既定予算の執行を図ることを目指しこのたび議決を求めるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,929万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億1,472万7,000円とするものであります。

第1表を歳入からご説明申し上げます。

第30款地方特例交付金464万5,000円の減額は、額の確定によるものであります。

第35款地方交付税5,000万円の増額は、普通交付税の追加であります。

第45款分担金及び負担金は、事業費の2割負担となる「農地有効利用支援整備事業分担金」784万4,000円の計上であります。

第55款国庫支出金は、8,638万5,000円の減額で、増減の主なものは、総務費国庫補助金で、地域活性化・公共投資臨時交付金2億5,382万9,000円の減、地域バイオマス利活用交付金2,966万2,000円の新規計上、民生費国庫補助金で、子育て応援特別手当交付金が事務費も合わせて1,506万3,000円の新規計上、土木費国庫補助金で、地域活力基盤創造交付金6,960万円の追加、長寿命化修繕計画策定事業費補助金365万円の新規計上及び地域住宅交付金3,392万1,000円の追加、教育費国庫補助金で、安全・安心な学校づくり交付金1,363万5,000円の追加などあります。

第60款県支出金は、1億4,280万3,000円の増額で、主なものは、総務費県補助金で、住宅用太陽光発電システム導入促進事業費補助金140万円の追加、合併支援交付金1,474万6,000円の追加、農林水産業費県補助金で、次世代鳥取梨産地育成事業補助金1,367万3,000円、就農条件整備事業費補助金143万8,000円の追加、新規に「農地有効利用支援整備事業補助金」2,549万3,000円及び「鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業補助金」8,511万5,000円の計上などあります。

第70款寄附金20万円の増額は、保育所図書購入への寄附金であります。

第80款繰越金は3,863万7,000円の増額で、財源調整をいたしております。

第85款諸収入84万円の増額は、大山口駅に展示しておりました蒸気機関車の販売代金を予定しております。

第90款町債は1億5,000万円の増額で、主なものとして、総務債で中山支所空

調システム改修事業に合併特例債 2, 810 万円、土木債では、6 月補正予算に計上した町営住宅建設事業の財源として 6, 400 万円の起債、道路関係では、辺地対策事業債、一般単独事業債及び国の予算等貸付金債で、合わせて 3, 270 万円の起債を見込んでおります。

教育債では、名和小学校太陽光発電設置事業の財源として 2, 100 万円を見込んでおります。

次に歳出につきまして、人件費を除いたところのご説明を申し上げます。

第 5 款議会費は 37 万 2, 000 円の増額であります。

第 10 款総務費は 813 万 6, 000 円の減額で、主なものは、総務管理費の企画費で、住民自治組織育成支援のための経費 21 万 5, 000 円、国際交流事業人材育成事業補助金、太陽光発電導入促進事業補助金の追加、支所費で、大山口駅蒸気機関車の解体費用及び跡地の駐車場整備工事費、公共交通対策費で、公共交通あり方検討経費、徴税费では、町税等更正還付金の追加などをいたしております。

第 15 款民生費は 1, 428 万 9, 000 円の増額で、主なものは、社会福祉費の老人福祉費で、後期高齢者医療費療養給付費負担金 366 万 6, 000 円の追加、児童福祉費の児童福祉総務費では、国の施策による第 1 子からの「子育て応援特別手当」1, 476 万円の計上などであります。

第 20 款衛生費は、1, 200 万 7, 000 円の増額で、主なものは、上水道費で、簡易水道事業特別会計繰出金 200 万 8, 000 円であります。

第 30 款農林水産業費は 1 億 4, 706 万円の増額で、主なものは、農業費の農業振興費で、就農条件整備事業費補助金、次世代鳥取梨産地育成事業補助金の追加、農地費では、土地改良区関係で主に農地保全を図るための「農地有効利用支援整備事業」の新規計上、農道維持補修費の追加、林業費の林業振興費では、鳥取県産材の活用を図る目的での「鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業補助金」の計上、この補助金を活用されるのは、町内のふたつの団体の予定であります。

第 35 款商工費は、2, 423 万 2, 000 円の増額で、主なものは、観光費で、韓国人登山客に対応するための観光案内業務委託料の追加や既設観光案内版の修理及び案内看板の新設経費を追加いたしております。

第 40 款土木費は 3, 624 万 7, 000 円の増額で、主なものは、道路橋梁費の道路新設改良費 3, 326 万 1, 000 円の追加をいたしております。6 月の補正予算で、財源として「地域活性化・公共投資臨時交付金」を充てていた路線について見込みが立ちませんので、財源を「地域活力基盤総合交付金」や起債事業である「地方特定道路整備事業」として組み替えるとともに、辺地対策事業債を活用する事業の追加をいたしております。

また、住宅費の住宅管理費では上福団地のシロアリ駆除費を計上し、住宅建設費でも、

「地域活性化・公共投資臨時交付金」の見込が現時点で立たないため、財源として、地域住宅交付金の活用と公営住宅建設事業債に振り替えすることといたしております。

第45款消防費は1,088万1,000円の増額で、主なものとして、平成22年4月から大山地区に役場消防団を設置することを想定し、小型動力ポンプ搭載の消防車を購入することとしております。

教育費は6,234万2,000円の増額で、主なものは、小学校費の施設整備費で、国の第1次補正予算を受け、地球温暖化防止対策の一環として名和小学校に太陽光発電設備を整備することとし、関連予算約3,470万円を計上、また、社会教育費の文化財費では、町内開発経費の追加と登録文化財修理補助金の追加をいたしております。

最後に人件費の補正であります。明細書36～37ページにありますように、特別職分が665万円の減、一般職分は624万3,000円の増であります。一般職については、共済組合の負担率が引き上げとなったための増であります。以上で、議案第131号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第132号 平成21年度大山町土地取得特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昨年度から着手いたしております所子工業団地の造成事業関連で、造成地から県道大山口大山停車場線までの間について、町道新設と併せ、上下水道管の敷設を実施し、企業誘致に向けた工業団地の整備を目指す予算の補正の議決を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,520万円を追加し、歳入歳出それぞれ2,586万円とするものでございます。

補正内容について歳入から説明します。

第10款繰入金2,519万3,000円は、土地開発基金からの繰入金であります。

第15款繰越金7,000円は、前年度の額の確定により追加するものであります。次に歳出について説明します。

第5款事業費、2,520万円は、第5項土地開発事業費で、公共下水道認可変更業務委託料220万円と上水道及び下水道管敷設工事費の2,300万円を補正するものでございます。以上で議案第132号の提案理由の説明を終わります。

議案第133号 平成21年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案の主な補正内容は、大山地区簡易水道が完全町管理になったことに伴い各集落所有の水源・配水池用地を取得するための費用を追加するものであります。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ200万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ887万8,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第20款繰入金200万8,000円の増額は、不足する財源を一般会計からの繰入

金で補填するものでございます。

第25款繰越金1,000円の減額は前年度決算の結果による減額であります。

次に歳出についてご説明を申し上げます。

第5款総務費第5項維持管理費200万7,000円増額の主なものは、公用車燃料納付書の印刷製本費に12万3,000円、水源・配水池用地の分筆登記、豊房地区水道電算システム登録委託料等で83万3,000円、公有財産購入費の赤松・豊房・佐摩簡易水道の水道水源・配水池用地約2,000平方メートルを購入するのに必要な費用103万1千円を追加するものであります。これで、議案第133号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第134号 平成21年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）のご説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険条例の一部改正についての中で説明いたしましたとおり、緊急の少子化対策として平成21年10月1日から平成22年度末までの暫定措置として出産育児一時金が全国一律に4万円引き上げられたことによる財源不足が見込まれること、また過年度分の精算による超過分増などにより歳入歳出予算の過不足を調整するものでございます。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ785万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ21億9,499万2,000円とするものであります。

歳入から説明申し上げます。

第15款国庫支出金、26万円の増は、出産育児一時金一人当たり4万円引き上げ分の1/2が補助金として増になるものであります。

第50款繰入金88万6,000円の増は、一般会計繰入金の職員人件費等、及び出産育児一時金の増額であります。

第55款繰越金は670万9,000円の増額であります。

次に歳出について説明申し上げます。

第5款総務費71万2,000円の増は、職員人件費、通信運搬費の増が主なものでございます。

第10款保険給付費52万3,000円の増は、出産育児一時金の不足額等を増額するものでございます。

第55款諸支出金662万円の増は、実績による過年度超過分償還金の増及び新設されました高額療養費特別支給金の増であります。以上で議案第134号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第135号 平成21年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

本案は、人事異動に伴う職員人件費の組み替えと人事院勧告に基づく医師の初任給調

整手当の見直しによるもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を増額して、歳入歳出の総額をそれぞれ4億4,886万6,000円とするものでございます。

歳入から説明を申し上げます。

第35款前年度からの繰越金を130万円増額するものでございます。

次に歳出について説明を申し上げます。

第5款総務費130万円の増額は、大山診療所の医師の退職及び放射線技師の採用による給料、職員手当、賃金等の組み替えと診療所の医師に対する初任給調整手当の増額によるものでございます。

以上で議案第135号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第136号 平成21年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)のご説明を申し上げます。

本案は、平成20年分の所得税・住民税申告により7月に保険料の本算定を実施したことで、今年度中の保険料等の見込額に変更が生じたので、歳入歳出予算を調整するものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ434万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,219万4,000円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

第5款保険料437万7,000円の減額は、保険料の本算定による452万6,000円の減と実績による過年度分普通徴収保険料14万9,000円の増を合計したものでございます。

第25款繰越金は3万3,000円の増額であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第5款総務費3万3,000円は、消耗品でございます。

第10款後期高齢者医療納付金479万8,000円の減は、保険料の本算定による減額でございます。

第15款諸支出金42万1,000円の増は、実績による前年度分の保険料還付金を計上しております。

以上で議案第136号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第137号 平成21年度大山町老人保険特別会計補正予算(第1号)のご説明を申し上げます。

本案は、今年度中の老人医療費の見込み額に変更が生じたので、歳入歳出予算を調整するものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27万7,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 779万5,000円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

第5款支払い基金交付金22万7,000円の増は、前年度医療費の実績による交付金であります。

第10款国庫支出金5万1,000円の増は、前年度医療費の実績による国の負担金であります。

第25款繰越金1,000円の減は、前年度決算によるものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第10款諸支出金27万7,000円の増は、実績報告による前年度分事務費及び県補助金の返還金であります。

以上で議案第137号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第138号 平成21年度大山町介護保険特別会計補正予算(第1号)の認定についてのご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,477万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億1,808万9,000円とするものであります。

歳入から説明を申し上げます。

第25款県支出金525万円の増は、先進的事業整備事業支援特例交付金の減、地域密着型サービス事業整備に係る地域介護・福祉空間整備交付金の増によるものでございます。

第30款繰入金352万4,000円の減は、共済負担金の改定等による増、地域支援事業に係る人件費の減に伴い、当該経費の一般会計からの繰入れを減額するものです。

第35款繰越金は、3,291万7,000円の増額でございます。

次に歳出について説明申し上げます。

第5款総務費607万円の増は、共済負担金の改定等による増、先進的事業整備事業支援交付金の活用を予定した交流施設の建設が他の交付金事業を活用することとなり、本予算における交付金を減額し、今年度計画しております地域密着型サービス事業所の開設に伴う地域介護・福祉空間整備交付金を計上したことによるものです。

第15款地域支援事業費421万4,000円の減は、主に職員人件費の減額によるものであります。

第30款諸支出金3,291万7,000円の増は、主に平成20年度に国・県よりの介護給付費負担金の概算払額を実績額が下回ったため、その差額を返還するものであります。

これで、議案第138号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第139号 平成21年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由のご説明をいたします。

本案の主な補正内容は、鳥取県市町村職員共済組合負担金の負担率増によって不足する共済費等を追加するものでございます。

既定の歳入歳出の総額にそれぞれ56万円を追加し、歳入歳出それぞれ5億4,129万2,000円とするものでございます。

補正内容について歳入からご説明を申し上げます。

第5款分担金及び負担金50万8,000円の増額は、加入申込みの増によるものでございます。

第25款繰越金5万2,000円の増額は、平成20年度決算に伴い繰越額の確定によるものでございます。

次に歳出についてご説明を申し上げます。

第5款事業費第5項総務管理費56万円の増額は、職員手当等45万円及び鳥取県市町村職員共済組合負担金を11万円を追加するものでございます。

これで、議案第139号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第140号 平成21年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,172万4,000円とするものであります。

補正の内容につきまして歳入から説明を申し上げます。

第20款繰越金194万1,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第25款諸収入10万5,000円の増額は、風向計の破損に伴う町村有物件災害共済金でございます。

次に歳出について説明申し上げます。

第5款総務費204万6,000円の増額は、風力発電施設及び付帯施設の修繕費54万6,000円と風力発電基金積立金150万円でございます。

以上で、議案第140号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第141号 平成21年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、温泉館の浴室照明器具点灯不良及び機械室の配管仕切り弁の破損により、機器の取替えが必要となったために提案するものであります。

この補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ92万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,876万円とするものです。

次に、第1表を歳入からご説明申し上げます。

第10款繰入金は、92万円の増額で、一般会計からの繰入であります。

第15款繰越金は、4,000円の増額で前年度繰越金です。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

温泉館費は、92万4,000円の増額で、照明器具、配管の修繕料を計上いたしております。

以上で、議案第141号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第142号 平成21年度大山町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案の主な補正内容は、名和地区簡易水道の旧奈和配水池施設用地が個人所有であることが判明し、また接続する一部水道管が老朽化した石綿管で破損の恐れがあるため、早急に改修計画を策定する必要があり委託料を補正するものでございます。

まず、収益的収入及び支出の支出、第1款水道事業費用49万円の増額は、鳥取県市町村職員共済組合負担金の負担率増によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出、第1項建設改良費315万円の増額は、名和地区簡易水道、旧奈和配水池配水管布設替え、進入路等設計業務委託料を増額するものでございます。

これで、議案第142号の提案理由の説明を終わります。以上、どうぞよろしく願い申し上げます。

日程第39 議案第143号～日程第40 議案第144号

○議長（荒松廣志君） 日程第39、議案第143号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定についてから、日程第40、議案第144号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定についてまで、計2件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 上程いただきました議案第143号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町道退休寺線を整備し、支障をきたしております大型バスの走行や除雪作業を容易にし、観光道路として交通利便の向上を図るため、大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画を策定するものでございます。

この事業の計画期間は、平成21年度から平成24年度までの4年間とし、延長700メートルの測量設計費、用地買収費、補償費、工事費等の事業費は、1億5,000万円で、その財源は辺地対策事業債1億4,990万円を充当する予定でございます。

以上で、議案第143号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第144号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山アルペンライン地区において、街なみ環境整備事業を実施し、大山辺地全体の景観を向上させ、賑わいのある地域を復活させるため、大山町大山辺地に係る総

合整備計画を策定するものでございます。

この事業の計画期間は、平成21年度から平成28年度までの8年間とし、道路の美化、小公園の整備、案内板の整備、街路灯の設置等の街なみ環境整備の事業費は、3億5,660万円で、その内訳は特定財源として国庫補助金1億6,080万円と一般財源1億9,580万円であります。なお一般財源のうち1億1,030万円を辺地対策事業債で充当する予定でございます。

以上で、議案第144号の提案理由の説明を終わります。以上どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

日程第41 行政視察調査の報告について

○議長(荒松廣志君) 日程第41、行政視察調査の報告についてを議題にいたします。さる7月27日から7月29日まで、議員17人が、石川県・富山県の農産物加工処理施設、中山間地域活性化の方策、伝統的建造物群の保存等について、行政視察調査を行いましたので、この件について報告を求めます。議会運営委員長 足立敏雄君。

○議会運営委員長(足立敏雄君) はい、議長。行政視研修報告書、大山町議会議長 荒松廣志殿。議会運営委員会委員長 足立敏雄。

行政視察調査を下記の通り実施し、調査研修しましたので、その要旨を報告いたします。

1. 調査地 石川県川北町 株式会社セイツー、もう1箇所は、石川県羽咋市 農業法人株式会社 神子の里、2. 目的といたしましては、「恵みの里構想」の核である農産物加工施設の運営をどのような観点から押し進めるか。2点目が、限界集落から脱却させた市役所の取り組みを参考にして本町が取り組もうとしている地域自治組織の在り方を考える。以上の2点でございます。3. 調査期間は、平成21年7月27日～29日までの3日間でした。4. 行政視察調査の概要、株式会社セイツー、これは、昭和57年株式会社石川青通として創業。昭和60年カット野菜事業開始、62年鶴来町にカット野菜工場新設、平成17年前現在地に新工場を建設した。創業時からの考え方が、「日本農業を元気にする」これを守り、輸入野菜は使用しない。北海道から沖縄まで全国に契約農家を持ち、スーパー、これも30%やそれから外食産業、ここに35%に提供している。カット野菜35%は給食施設などに供給している。

土づくりから元気な野菜が生まれるという考えから農業大学と連携をして27項目の土壌分析を実施し、肥料・農薬の使用量を適正化している。品質管理は毎日試食チェックをして産地にフィードバックしている。例として、キャベツ1玉当たりの重量を上げて通常4.5～5トンの収量を5.5～6トンに増量する。契約農家の最低保証価格は米価を下回らない反当り25万円としている。人件費は、夫婦での年収を800万円と仮定して、時給1,818円を算出。カット野菜工場では殺菌効果やビタミン損失を防

ぎ野菜を美味しく仕上げる高温スチーム加工機（SH）を国内で初めて導入しており工場から出る野菜残査は耕畜連携して堆肥と一緒にペレット化し契約農家に安価で提供している。

社長はカット機械ばかりではなく人の手でカットするお母さんの心、まな板と包丁の心の大切さを重要視しておられた。

続いて羽咋市の農業法人株式会社神子の里についてでございます。神子原地区3集落は高齢化・離村率の高い村であったが、この現状を打破するため市は平成17年2名の職員を配置した。

当初予算は事務費60万円であったが様々な補助金制度を活用し、平成20年度は0円で事業を行った。担当者は、集落を人と例えて、再生機能を活用し傷を治すためには新しい血液を循環させる、集落を元気にするには何か新しい物を作り出すことと、色々な事を仕掛けていた。

取り組みとしては、農家と農地をセットにし「空き農家・農地情報バンク」を設け、石川県以外から11家族が入村、また、大学生が村で研修、宿泊できるように「烏帽子親農家制度」を新設して年2回、夏と冬に受け入れている。農産物はスケールの大きな取り組みによりブランド化に成功。東京のセレブに地元産の米を高価で限定販売する。また、その米を使ったお酒も高値で販売するなど、自分たちで育てた農産物・加工品を自由に価格設定できるようにしている。その結果、農家所得は向上し、年間売り上げは6,800万円にも上る。また、1個80円のカボチャを1万円に換えるアイデアを行動に移した「農家レストラン」は年間1,000万円以上売り上げている。

過疎にあえぐ村に希望を与えIJUターンによって人口も増加し、高齢化率に歯止めがかかった。二人の職員の知恵、行動力、住民をその気にさせる努力と地域の力とが重なり合い、輝きを増した神子原地区を目の当たりにした。

6として総括、株式会社セイツーにおいては、高品質野菜を提唱し、おいしい野菜、栄養と安全・安心を消費者に提供するための様々な取り組みを説明いただき、先進的な加工所運営を視察調査した。大山町が計画している加工所計画の策定に対し大きく影響を与える視察であったと感じております。

また、羽咋市においては、限界集落であった地区を再生する様々な取り組みを説明いただいた。多くの独自のアイデアから、とにかく実行すること。次から次へと策を打って解決の糸口をみいだす積極性と取り組みを進めるスピード感には圧倒された。お金をかけなくても町を復活できるという取り組みに非常に影響を受けた。

今回視察を行った2地区は、今後の大山町の取り組みに対し大いに参考となり、影響を与えるものであったと感じる。有益な取り組みはしっかりと取り入れ、行動、実行し町の発展に結び付けたい。以上のような形で、非常にいい視察ではなかったかというふうに思っています。以上です。

○議長（荒松廣志君） ただいまの議会運営委員長からの行政視察調査報告に対して、
質疑があれば受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認めます。これで、行政視察調査の報告を終わります。

散会報告

○議長（荒松廣志君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、明日、9日に会議を開きますので、9時30分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。ご苦労さんでございました。

午後4時28分 散会